

# 令和6年度 3月補正予算の概要

- 一般会計補正予算（第6号）
- 国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年3月  
常 滑 市

とくとく住みたい

世界とつながる

魅力創造都市

TOKONAME CITY

# 目 次

1	会計別予算規模	1
2	一般会計	2
	（1）款別予算額	2
	（2）性質別予算額	4
	（3）事業等別予算額	5
	（4）継続費	15
	（5）繰越明許費	15
	（6）個別事業概要	16
3	特別会計	18
	国民健康保険事業特別会計	18
	後期高齢者医療特別会計	18
	介護保険事業特別会計	19
	常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計	19
	〈参考〉令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業一覧	20

# 1 会計別予算規模

## ■ 一般会計

補正予算規模は1億2,471万円の増額で、補正後の予算額を326億9,040万2千円としました。

国の補正予算に伴う災害用備蓄品の購入や市体育館大規模改修事業の前倒しに係る補正、県の補助事業を活用した民間保育所等への給食費支援に係る補正のほか、決算見込みに基づく不用額の整理等に係る補正を計上しています。

また、一部事業の次年度への繰越に係る繰越明許費を計上しています。

## ■ 特別会計

4つの特別会計すべてにおいて、決算見込みに基づく不用額の整理等に係る補正を計上しています。

## ■ 企業会計

今回の補正はありません。

### 《 会 計 別 予 算 規 模 》

(単位：千円)

会 計 別		補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		32,565,692	124,710	32,690,402
特 別 会 計		11,516,213	64,847	11,581,060
内 訳	国 民 健 康 保 険 事 業	5,053,780	95,047	5,148,827
	後 期 高 齢 者 医 療	1,028,846	△ 6,469	1,022,377
	介 護 保 険 事 業	5,307,993	△ 9,371	5,298,622
	常滑駅周辺土地区画整理事業	125,594	△ 14,360	111,234
企 業 会 計		84,638,095	0	84,638,095
内 訳	下 水 道 事 業	4,893,087	0	4,893,087
	水 道 事 業	1,950,478	0	1,950,478
	モーターボート競走事業	68,447,699	0	68,447,699
	病 院 事 業	9,346,831	0	9,346,831
合 計		128,720,000	189,557	128,909,557

## 2 一般会計

### (1) 款別予算額

(議案第24号)

(歳入)

(単位：千円)

款別	補正前の額	構成比 %	補正額	補正後の額	構成比 %
1 市 税	12,178,106	37.4	142,800	12,320,906	37.7
2 地 方 譲 与 税	278,936	0.9	0	278,936	0.9
3 利 子 割 交 付 金	3,000	0.0	0	3,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	48,000	0.1	12,000	60,000	0.2
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	36,000	0.1	14,000	50,000	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	210,000	0.6	90,000	300,000	0.9
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,400,000	4.3	150,000	1,550,000	4.7
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	0	1	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0.2	0	60,000	0.2
10 地 方 特 例 交 付 金	353,902	1.1	0	353,902	1.1
11 地 方 交 付 税	963,832	3.0	413,920	1,377,752	4.2
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,000	0.0	0	10,000	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	20,470	0.1	△ 1,465	19,005	0.1
14 使 用 料 及 び 手 数 料	343,898	1.0	0	343,898	1.0
15 国 庫 支 出 金	3,965,967	12.2	△ 37,852	3,928,115	12.0
16 県 支 出 金	1,682,298	5.2	33,576	1,715,874	5.2
17 財 産 収 入	264,081	0.8	68,186	332,267	1.0
18 寄 附 金	116,011	0.4	0	116,011	0.4
19 繰 入 金	1,788,590	5.5	△ 721,353	1,067,237	3.3
20 繰 越 金	941,660	2.9	0	941,660	2.9
21 諸 収 入 (うち競艇事業収入)	5,384,490 (4,200,000)	16.5 (12.9)	△ 4,482 (0)	5,380,008 (4,200,000)	16.5 (12.8)
22 市 債	2,516,450	7.7	△ 34,620	2,481,830	7.6
計	32,565,692	100.0	124,710	32,690,402	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款別	補正前の額	構成比 %	補正額	補正後の額	構成比 %
1 議会費	213,900	0.6	0	213,900	0.6
2 総務費	7,965,120	24.5	23,124	7,988,244	24.4
3 民生費	9,390,221	28.8	46,699	9,436,920	28.9
4 衛生費	2,798,623	8.6	△ 30,687	2,767,936	8.5
5 労働費	29,025	0.1	0	29,025	0.1
6 農林水産業費	677,371	2.1	△ 86	677,285	2.1
7 商工費	777,542	2.4	25,463	803,005	2.5
8 土木費	2,761,269	8.5	△ 104,116	2,657,153	8.1
9 消防費	953,160	2.9	△ 19,435	933,725	2.8
10 教育費	4,527,470	13.9	142,749	4,670,219	14.3
11 災害復旧費	5	0.0	0	5	0.0
12 公債費	1,938,346	5.9	△ 6,727	1,931,619	5.9
13 諸支出金	384,797	1.2	0	384,797	1.2
14 予備費	148,843	0.5	47,726	196,569	0.6
計	32,565,692	100.0	124,710	32,690,402	100.0

## (2) 性質別予算額

(歳出)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	構成比 %	補 正 額	補正後の額	構成比 %
義 務 的 経 費	11,630,585	35.7	37,133	11,667,718	35.7
人 件 費	4,639,745	14.2	△ 1,031	4,638,714	14.2
扶 助 費	5,052,494	15.5	44,891	5,097,385	15.6
公 債 費	1,938,346	6.0	△ 6,727	1,931,619	5.9
消 費 的 経 費	10,022,147	30.7	△ 200,040	9,822,107	30.0
物 件 費	5,078,707	15.6	△ 84,791	4,993,916	15.3
維 持 補 修 費	173,312	0.5	0	173,312	0.5
補 助 費 等	4,770,128	14.6	△ 115,249	4,654,879	14.2
投 資 的 経 費	3,684,904	11.3	29,292	3,714,196	11.4
普通建設事業費	3,684,899	11.3	29,292	3,714,191	11.4
災害復旧事業費	5	0.0	0	5	0.0
失業対策事業費	0	0.0	0	0	0.0
そ の 他 経 費	7,228,056	22.3	258,325	7,486,381	22.9
積 立 金	5,058,452	15.5	190,666	5,249,118	16.1
投資及び出資金	409,099	1.3	0	409,099	1.3
貸 付 金	114,418	0.4	0	114,418	0.3
繰 出 金	1,497,244	4.6	19,933	1,517,177	4.6
前年度繰上充当金	0	0.0	0	0	0.0
予 備 費	148,843	0.5	47,726	196,569	0.6
計	32,565,692	100.0	124,710	32,690,402	100.0

### (3) 事業等別予算額

※ 事業名等が網掛けの事業は、「個別事業概要」に詳細を掲載しています。

(歳入)

(単位：千円)

款	項目	細 節 名	補正前	補正額	補正後	内 容
1 市税	1 1	(個人市民税) 所得割	2,933,200	154,800	3,088,000	決算見込みによる増額
	2 1	(固定資産税) 償却資産	1,655,000	△ 28,000	1,627,000	決算見込みによる減額
	6 1	(宿泊税) 現年課税分	16,000	16,000	32,000	決算見込みによる増額
4 配当割交付金	1 1	配当割交付金	48,000	12,000	60,000	決算見込みによる増額
5 株式等譲渡 所得割交付 金	1 1	株式等譲渡所得割交付金	36,000	14,000	50,000	決算見込みによる増額
6 法人事業税 交付金	1 1	法人事業税交付金	210,000	90,000	300,000	決算見込みによる増額
7 地方消費税 交付金	1 1	地方消費税交付金	1,400,000	150,000	1,550,000	決算見込みによる増額
11 地方交付税	1 1	普通交付税	953,832	413,920	1,367,752	算定額確定、追加交付による増額
13 分担金及び 負担金	1 1	保育料負担金	11,201	△ 1,465	9,736	事業費減に伴う減額
15 国庫支出金	1 1	国民健康保険保険基盤安 定負担金	39,343	8,763	48,106	負担金額確定に伴う増額
	1 1	未就学児均等割保険税負 担金	1,782	△ 86	1,696	負担金額確定に伴う減額
	1 1	介護給付費・訓練等給付 費負担金	465,630	14,848	480,478	事業費増に伴う増額
	1 1	障害者医療費負担金	26,397	3,070	29,467	事業費増に伴う増額
	1 1	産前産後保険税負担金	450	33	483	負担金額確定に伴う増額
	1 1	児童扶養手当負担金	50,064	△ 1,954	48,110	事業費減に伴う減額

款	項目	細 節 名	補正前	補正額	補正後	内 容	
15 国庫支出金	1	1	障害児施設給付費負担金	228,439	23,495	251,934	事業費増に伴う増額
	1	1	児童手当負担金	879,217	△ 61,408	817,809	事業費減に伴う減額
	1	1	保育等給付費負担金	400,861	41,870	442,731	事業費増に伴う増額
	2	1	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍）	4,235	△ 1,628	2,607	事業費減に伴う減額
	2	1	デジタル田園都市国家構想交付金	15,059	△ 4,633	10,426	事業費減に伴う減額
	2	1	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	885,640	△ 97,923	787,717	事業費減に伴う減額
	2	1	新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）	0	6,470	6,470	事業実施に伴う計上
	2	2	地域子ども・子育て支援事業費補助金	90,872	△ 242	90,630	事業費減に伴う減額
	2	2	出産・子育て応援交付金	27,805	△ 2,000	25,805	事業費減に伴う減額
	2	2	妊婦のための支援給付費補助金	0	1,650	1,650	事業実施に伴う計上
	2	3	循環型社会形成推進交付金	6,603	△ 1,826	4,777	事業費減に伴う減額
	2	5	社会資本整備総合交付金（道路ストック）	30,000	△ 21,996	8,004	交付額決定による減額
	2	5	社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック）	13,399	△ 3,200	10,199	事業費減に伴う減額
	2	5	社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）	6,200	△ 2,158	4,042	事業費減に伴う減額
	2	5	宅地耐震化推進事業費補助金	2,666	△ 1,152	1,514	事業費減に伴う減額
	2	5	社会資本整備総合交付金（公営住宅等整備事業）	1,925	△ 1,135	790	交付額決定による減額
	2	5	防災・安全交付金（公園施設長寿命化対策）	25,000	△ 5,000	20,000	交付額決定による減額
2	6	緊急消防援助隊設備整備費補助金	15,081	△ 4,936	10,145	交付額決定による減額	

款	項目	細 節 名	補正前	補正額	補正後	内 容
15 国庫支出金	2 7	学校施設環境改善交付金	148,666	△ 15,837	132,829	事業費減に伴う減額 (中学校長寿命化改良工事分)
	2 7	学校施設環境改善交付金	0	89,063	89,063	・ 交付額決定による計上(社会体育施設分) ・ 事業前倒しによる計上(市体育館分)
16 県支出金	1 1	国民健康保険保険基盤安定制度負担金	149,727	6,313	156,040	負担金額確定に伴う増額
	1 1	未就学児均等割保険税負担金	891	△ 43	848	負担金額確定に伴う減額
	1 1	介護給付費・訓練等給付費負担金	232,815	7,424	240,239	事業費増に伴う増額
	1 1	障害者医療費負担金	13,198	1,535	14,733	事業費増に伴う増額
	1 1	産前産後保険税負担金	225	16	241	負担金額確定に伴う増額
	1 1	障害児施設給付費負担金	114,219	11,748	125,967	事業費増に伴う増額
	1 1	児童手当負担金	152,991	△ 10,686	142,305	事業費減に伴う減額
	1 1	保育等給付費負担金	169,196	16,300	185,496	事業費増に伴う増額
	2 1	元気な愛知の市町村づくり補助金	3,997	3,713	7,710	交付額決定による増額
	2 2	保育所等給食費支援事業費補助金	0	6,613	6,613	事業実施による計上
	2 2	出産・子育て応援交付金	7,319	△ 500	6,819	事業費減に伴う減額
	2 2	保育対策総合支援事業費補助金	25,172	△ 3,876	21,296	事業費減に伴う減額
	2 2	地域子ども・子育て支援事業費補助金	73,974	3,396	77,370	事業費増に伴う増額
	2 3	愛知県浄化槽設置費補助金	2,414	△ 807	1,607	事業費減に伴う減額
	2 6	市町村土木事業費補助金	4,500	△ 770	3,730	事業費減に伴う減額
2 6	緑の街並み推進事業費補助金	5,000	△ 4,575	425	事業費減に伴う減額	

款	項目	細 節 名	補正前	補正額	補正後	内 容
16 県支出金	2 6	空家除却事業費補助金	1,500	△ 375	1,125	事業費減に伴う減額
	2 6	住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（ブ ロック塀）	500	△ 250	250	事業費減に伴う減額
	2 6	住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（住宅 除却）	3,000	△ 1,350	1,650	事業費減に伴う減額
	2 6	空家等利活用改修費補助 金	250	△ 250	0	事業費減に伴う減額
17 財産収入	1 2	L I X I L 株式配当金陶 業陶芸振興事業基金	123,017	15,376	138,393	決算見込みによる増額
	1 2	陶業陶芸振興事業基金利 子収入	9	210	219	決算見込みによる増額
	2 1	不動産売払収入	31,000	52,600	83,600	決算見込みによる増額
19 繰入金	1 1	財政調整基金繰入金	700,000	△ 700,000	0	歳入見込額の増に伴う減額
	1 1	ポートルースまちづくり 基金繰入金	600,015	151	600,166	事業費の一部財源として繰入
	1 1	ふるさとづくり事業基金 繰入金	171,440	△ 12,558	158,882	・事業費の一部財源として繰 入（災害用備蓄品購入分） ・事業費減に伴う減額
	1 1	市福祉基金繰入金	18,707	△ 5,140	13,567	事業費減に伴う減額
	1 1	公共施設等整備基金繰入 金	48,590	△ 3,806	44,784	・事業費の一部財源として繰 入（市体育館分） ・事業費減に伴う減額
21 諸収入	5 5	後期高齢者医療広域連合 受託事業収入	53,835	△ 6,469	47,366	事業費減に伴う減額
	5 5	西知多道路事業市道公共 補償費	8,860	1,987	10,847	事業費増に伴う増額
22 市債	1 1	公共施設等取壊し事業	42,600	△ 17,100	25,500	事業費減に伴う減額
	1 2	火葬場修繕事業	58,500	△ 6,900	51,600	事業費減に伴う減額
	1 3	県営防災ダム事業	8,100	2,400	10,500	事業費増に伴う増額
	1 4	一般市道道路改良事業	5,800	△ 600	5,200	事業費減に伴う減額

款	項目	細 節 名	補正前	補正額	補正後	内 容	
22 市債	1	4	道路ストック総点検事業	27,000	△ 19,800	7,200	事業費減に伴う減額
	1	4	新学校給食共同調理場建設事業道路拡幅事業	7,200	△ 4,700	2,500	事業費減に伴う減額
	1	4	排水路整備事業	95,500	△ 30,500	65,000	事業費減に伴う減額
	1	4	公園改修事業	22,500	△ 4,500	18,000	事業費減に伴う減額
	1	5	高規格救急自動車購入事業	16,400	△ 7,300	9,100	事業費減に伴う減額
	1	5	防災格納庫整備事業	12,700	△ 8,700	4,000	事業費減に伴う減額
	1	6	小学校体育施設改修事業	23,800	△ 3,000	20,800	事業費減に伴う減額
	1	6	小学校体育施設空調設備整備事業	525,400	△ 6,200	519,200	事業費減に伴う減額
	1	6	中学校長寿命化改良事業	260,600	△ 18,500	242,100	事業費減に伴う減額
	1	6	中学校体育施設空調設備整備事業	334,300	△ 2,900	331,400	事業費減に伴う減額
	1	6	公民館施設長寿命化事業	45,000	△ 5,200	39,800	事業費減に伴う減額
	1	6	社会体育施設大規模改修事業	507,900	△ 47,400	460,500	事業費減に伴う減額
	1	6	市体育館大規模改修事業	0	155,300	155,300	事業前倒しによる計上
	1	7	臨時財政対策債	62,450	△ 9,020	53,430	算定額確定による減額
計			32,565,692	124,710	32,690,402		

## (歳出)

(単位：千円)

款	項目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内容
2 総務費	1	4	会計事務費	18,430	△ 4,400	14,030	決算見込みによる減額
	1	5	旧三和東幼稚園解体事業費	32,904	△ 15,000	17,904	決算見込みによる減額
	1	5	旧本町市役所解体事業費	14,480	△ 4,000	10,480	決算見込みによる減額
	1	6	市庁舎保守委託料	66,127	△ 6,273	59,854	決算見込みによる減額
	1	6	市庁舎光熱水費	27,360	△ 4,860	22,500	決算見込みによる減額
	1	7	第3次情報システム最適化事業費	573,790	△ 28,382	545,408	決算見込みによる減額
	1	7	デジタル化推進事業費	46,277	△ 7,200	39,077	決算見込みによる減額
	1	8	友好都市交流事業費	3,043	△ 1,177	1,866	決算見込みによる減額
	1	8	小中学生イベント見学会等関係費	2,616	△ 1,938	678	決算見込みによる減額
	1	8	市制70周年記念事業事務費	2,479	△ 706	1,773	決算見込みによる減額
	1	11	災害用備蓄品購入費	7,432	12,941	20,373	避難所用資機材の購入による増額
	1	12	定額減税調整給付給付費	494,600	△ 66,500	428,100	決算見込みによる減額
	1	13	財政調整基金積立金	500,368	100,000	600,368	歳入決算見込額の増による積立 【R6年度末残高 25.4億円】
	1	14	減債基金積立金	144	59,080	59,224	普通交付税追加交付に係る積立
	2	2	2	市民税賦課事務費	10,318	△ 1,342	8,976
2		2	固定資産(土地)評価事業費	9,887	△ 5,491	4,396	決算見込みによる減額
3		1	第3次戸籍電算化事業費	14,694	△ 1,628	13,066	決算見込みによる減額
3 民生費	1	1	国民健康保険事業特別会計繰出金	368,549	26,162	394,711	特別会計決算見込みによる増額

款	項	目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内 容
3 民生費	1	1		介護保険事業特別会計繰出金	814,054	△ 2,000	812,054	特別会計決算見込みによる減額
	1	1		後期高齢者医療特別会計繰出金	230,570	△ 6,469	224,101	特別会計決算見込みによる減額
	1	1		過年度国県負担金等返還金	19,386	2,037	21,423	前年度事業費確定等に係る増額（障害者自立支援給付費分等）
	1	1		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費（新規非課税世帯分）	90,000	△ 26,000	64,000	決算見込みによる減額
	1	1		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費（新規低所得者子育て世帯分）	15,000	△ 6,000	9,000	決算見込みによる減額
	1	2		障害者支援施設費	635,784	24,322	660,106	決算見込みによる増額
	1	2		障害者共同生活援助費	198,136	4,081	202,217	決算見込みによる増額
	1	2		サービス利用計画作成費	19,231	1,302	20,533	決算見込みによる増額
	1	2		自立支援医療費（更生医療）	45,272	6,140	51,412	決算見込みによる増額
	2	1		児童手当支給費	1,185,200	△ 82,780	1,102,420	決算見込みによる減額
	2	1		児童手当諸経費	11,096	△ 3,638	7,458	決算見込みによる減額
	2	1		児童扶養手当支給費	150,193	△ 5,863	144,330	決算見込みによる減額
	2	1		出産応援給付金給付費	19,500	△ 1,000	18,500	決算見込みによる減額
	2	1		子育て応援給付金給付費	20,000	△ 2,000	18,000	決算見込みによる減額
	2	1		妊婦支援給付事務費	0	1,650	1,650	事業実施のためのシステム改修費の計上
	2	1		過年度国県負担金等返還金	20,822	332	21,154	前年度事業費確定等に係る増額（児童虐待防止対策等総合支援事業費分等）
	2	1		児童発達支援等給付費	456,880	46,990	503,870	決算見込みによる増額
	2	2		民間保育所運営委託料	129,199	15,317	144,516	決算見込みによる増額

款	項	目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内 容
3 民生費	2	2		民間保育所等運営費補助金	89,750	5,709	95,459	決算見込みによる増額
	2	2		特定教育・保育施設給付費（2号・3号認定分）	379,841	47,112	426,953	決算見込みによる増額
	2	2		保育補助者雇上費補助金	22,150	△ 4,430	17,720	決算見込みによる減額
	2	2		民間保育所等給食費支援事業費	6,750	5,725	12,475	県の補助事業を活用した支援への切替による増額
4 衛生費	1	1		半田常滑看護専門学校管理組合分担金	53,523	△ 3,726	49,797	決算見込みによる減額
	1	4		火葬場修繕費	66,974	△ 7,662	59,312	決算見込みによる減額
	3	2		知多南部広域環境組合分担金	269,196	△ 7,011	262,185	組合決算見込みによる減額
	3	3		中部知多衛生組合分担金	187,647	△ 6,810	180,837	組合決算見込みによる減額
	3	3		合併処理浄化槽設置費補助金	19,810	△ 5,478	14,332	決算見込みによる減額
6 農林水産業費	1	5		小倉排水機場維持管理費	9,284	△ 1,300	7,984	決算見込みによる減額
	1	5		県営防災ダム事業費	9,200	2,284	11,484	県事業の一部前倒しによる増額
	2	3		漁業振興事業費	9,500	△ 1,070	8,430	決算見込みによる減額
7 商工費	1	3		陶業陶芸振興事業基金積立金	123,026	15,586	138,612	決算見込みによる増額
	1	5		産業用地創出推進費	15,305	△ 2,123	13,182	決算見込みによる減額
	1	7		観光プラザ撤去等事業費	11,618	△ 1,000	10,618	決算見込みによる減額
	1	7		観光施設等維持管理費	8,708	△ 3,000	5,708	決算見込みによる減額
	1	7		宿泊税基金積立金	16,000	16,000	32,000	決算見込みによる増額
8 土木費	2	3		一般市道整備事業費	11,000	△ 1,488	9,512	決算見込みによる減額

款	項	目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内 容
8 土木費	2	3		西知多道路事業付替市道公共補償費	8,860	1,981	10,841	決算見込みによる増額
	2	3		新学校給食共同調理場建設事業道路拡幅事業費	8,000	△ 5,120	2,880	決算見込みによる減額
	2	3		道路ストック総点検事業費	60,000	△ 43,362	16,638	決算見込みによる減額
	5	3		排水路整備事業費	103,000	△ 25,000	78,000	決算見込みによる減額
	5	4		大曾公園再整備事業費	19,300	△ 7,277	12,023	決算見込みによる減額
	5	4		公園改修費	57,900	△ 9,000	48,900	決算見込みによる減額
	5	5		緑の街並み推進事業費補助金	5,000	△ 4,575	425	決算見込みによる減額
	5	6		木造住宅耐震改修費補助金	19,900	△ 4,500	15,400	決算見込みによる減額
	5	6		ブロック塀等除却費補助金	2,000	△ 1,000	1,000	決算見込みによる減額
	5	6		空家住宅除却事業費	4,400	△ 715	3,685	決算見込みによる減額
	5	6		空家住宅除却事業費補助金	6,000	△ 1,500	4,500	決算見込みによる減額
	5	6		空家等利活用改修費補助金	2,000	△ 1,500	500	決算見込みによる減額
	5	6		大規模盛土造成地崩壊防止事業費	8,000	△ 3,300	4,700	決算見込みによる減額
	5	7		常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計繰出金	84,071	2,240	86,311	特別会計決算見込みによる増額
9 消防費	1	2		消防団員 123人	5,826	△ 1,031	4,795	決算見込みによる減額
	1	2		消防団演習・訓練費	3,012	△ 2,124	888	決算見込みによる減額
	1	3		高規格救急自動車購入費	40,132	△ 7,620	32,512	決算見込みによる減額
	1	3		防災格納庫整備事業費	18,606	△ 8,660	9,946	決算見込みによる減額

款	項	目	区分	事業名	補正前	補正額	補正後	内 容
10 教育費	1	2		特定教育・保育施設 給付費（1号認定 分）	143,214	6,595	149,809	決算見込みによる増額
	2	1		小学校体育施設工事 費	26,900	△ 3,415	23,485	決算見込みによる減額
	2	1		小学校体育施設空調 設備整備費	525,408	△ 6,134	519,274	決算見込みによる減額
	3	1		中学校体育施設空調 設備整備費	334,307	△ 2,815	331,492	決算見込みによる減額
	3	1		中学校長寿命化改良 工事費	440,300	△ 34,551	405,749	決算見込みによる減額
	5	4		公民館指定管理料	81,025	1,418	82,443	光熱費高騰に伴う増額
	5	4		公民館施設長寿命化 事業費	50,000	△ 5,670	44,330	決算見込みによる減額
	5	6		文化会館指定管理料	78,033	2,799	80,832	光熱費高騰に伴う増額
	5	7		登窯保存事業費	15,130	△ 7,485	7,645	決算見込みによる減額
	6	3		常滑公園指定管理料	80,600	3,350	83,950	光熱費高騰に伴う増額
	6	3		社会体育施設大規模 改修事業費	556,490	△ 40,000	516,490	決算見込みによる減額
	6	3	新規	市体育館大規模改修 事業費	0	233,157	233,157	国の補正による事業の前倒し 実施に伴う計上
	6	4		学校給食調理場燃 料、光熱水費	71,172	△ 3,000	68,172	決算見込みによる減額
	6	4		学校給食調理場管理 諸経費	14,583	△ 1,500	13,083	決算見込みによる減額
12 公債費	1	2		市債償還利子	66,753	△ 6,727	60,026	R5借入分の利率確定による減 額
14 予備費	1	1		予備費	148,843	47,726	196,569	予算整理
計					32,565,692	124,710	32,690,402	

#### (4) 継続費

下記の事業について、継続費を設定します。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	6 保健体育費	市体育館大規模改修事業費	3,061,900千円	6	233,157千円
				7	869,127千円
				8	1,959,616千円

#### (5) 繰越明許費

下記の事業について、繰越明許費を追加します。

款	項	事業名	金額	完了時期
2 総務費	1 総務管理費	災害用備蓄品購入費	12,941千円	令和7年8月末
3 民生費	2 児童福祉費	妊婦支援給付事務費	1,650千円	令和7年9月末
6 農林 水産業費	1 農業費	新規就農者経営発展支援事業補助金	3,750千円	令和8年3月末
	2 水産業費	漁港機能保全事業費	23,000千円	令和7年7月末
7 商工費	1 商工費	陶芸研究所本館構造補強等事業費	25,300千円	令和7年9月末
8 土木費	2 道路橋梁費	多屋線道路改良事業費 多屋町	7,277千円	令和7年9月末
		多屋線道路改良事業費 単独分	96千円	令和7年9月末
		西知多道路事業付替市道公共補償費	7,874千円	令和7年9月末

(繰越理由)

- ・事業完了までに時間を要し、年度内に完了が見込めないため

## (6) 個別事業概要

### 2款 総務費

## 災害用備蓄品購入費

防災危機管理課

## 避難所用資器材を購入します

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	ふるさと基金	一般財源
補正前	7,432	0	1,066	0	0	6,366
補正額	12,941	6,470	0	0	6,471	0
補正後	20,373	6,470	1,066	0	6,471	6,366

#### 【補正事業の概要・理由】

避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な資器材等の整備を目的とした国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、避難所用資器材を購入します。（繰越明許）

#### 【主な事業(取組み)】

市内11施設の指定避難所に照明器具・ポータブル電源を配備

#### 【事業費】

- 1 避難所用照明器具購入費 37台：5,210千円
- 2 避難所用ポータブル電源購入費 28台：7,731千円

#### 【スケジュール】

令和7年 3月下旬 交付決定（予定）  
 4月中旬～ 仕様の検討・購入手続き  
 8月中旬～ 納品・事業完了



照明器具



ポータブル電源

### 3款 民生費

## 民間保育所等給食費支援事業費

こども保育課

## 民間保育所等の給食費の負担を軽減します

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前	6,750	6,750	0	0	0	0
補正額	5,725	△ 888	6,613	0	0	0
補正後	12,475	5,862	6,613	0	0	0

#### 【補正事業の概要・理由】

民間保育所等における給食材料費の物価高騰分の負担等を軽減するため、令和6年4月1日から国の重点支援交付金を活用し市独自の補助金を交付していましたが、10月分からは県の補助事業を活用した支援に切り替えます。

#### 【補助額・対象施設】

物価高騰影響分110円/食（令和6年10月～令和7年3月）  
 市内の民間保育施設 計10か所（保育園、認定こども園及び地域型保育事業所）

#### 【事業費】

9,920千円（110円×90,179食）うち2/3を県が負担  
 ※当初予算の市独自補助分（30円/食）との差額を補正



**新規**

## 市体育館大規模改修事業費

生涯学習  
スポーツ課

## 市体育館の大規模改修工事を実施します

(単位:千円)

	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	公共施設基金	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	233,157	77,717	0	155,300	140	0
補正後	233,157	77,717	0	155,300	140	0

## 【補正事業の概要・理由】

平成4年の竣工から30年以上が経過し、施設及び設備の老朽化が著しい市体育館の長寿命化を図るため、公共施設アクションプランに基づき大規模改修工事を実施します。

当初は令和7年度から令和8年度までの2か年で予定していましたが、国の補正予算成立により、国庫補助金を最大限活用するため、令和6年度に一部前倒して計上します。

## 【主な事業(取組み)】

市体育館大規模改修工事

- ・全体事業費：3,061,900千円（継続費）  
※工事監理含む

令和6年度	233,157千円
令和7年度	869,127千円
令和8年度	1,959,616千円
計	3,061,900千円

- ・工事期間：令和7年7月～令和8年9月予定（15か月間）
- ・工事内容：外壁工事、屋根改修、内装改修、床改修、トイレ改修、空調設備新設など

## 【スケジュール】

令和7年 5月	仮契約
6月	市議会議決後本契約
7月	工事開始（工事期間中は休館）
令和8年 9月	工事完了予定
10月	利用再開



市体育館

### 3 特別会計

#### 国民健康保険事業特別会計

(議案第25号)

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ9,504万7千円の増額で、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,882万7千円としました。

歳入では、従来の被保険者証とマイナンバーカードの一体化に係るシステム改修費の補助財源等の確定及び保険給付費の増額に伴い、県支出金を5,691万7千円増額、国庫支出金を1,196万8千円増額しました。また、基盤安定制度負担金等の額の確定により、繰入金を2,616万2千円増額しました。

歳出では、システム改修費の確定により、総務費を387万2千円減額しました。また、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額により、保険給付費を7,275万7千円増額し、予備費は補正予算編成上2,616万2千円の増額としました。

##### 【歳入】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
2 県支出金	3,396,275	56,917	3,453,192
4 繰入金	538,549	26,162	564,711
7 国庫支出金	0	11,968	11,968
合計	5,053,780	95,047	5,148,827

##### 【歳出】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 総務費	105,483	△ 3,872	101,611
2 保険給付費	3,293,742	72,757	3,366,499
7 予備費	24,301	26,162	50,463
合計	5,053,780	95,047	5,148,827

#### 後期高齢者医療特別会計

(議案第26号)

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ646万9千円の減額で、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,237万7千円としました。

歳入では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業委託内容の確定により、一般会計からの繰入金を646万9千円減額しました。

歳出では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業委託内容の確定により、総務費を646万9千円減額しました。

##### 【歳入】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
3 繰入金	230,570	△ 6,469	224,101
合計	1,028,846	△ 6,469	1,022,377

##### 【歳出】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 総務費	55,554	△ 6,469	49,085
合計	1,028,846	△ 6,469	1,022,377

## 介護保険事業特別会計

(議案第 27 号)

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ 937 万 1 千円の減額で、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 9,862 万 2 千円としました。

歳入では、保険給付費等の決算見込み等により、支払基金交付金を 432 万円減額、県支出金を 305 万 1 千円減額、繰入金を 200 万円減額しました。

歳出では、介護サービス及び特定入所者介護サービスの利用が当初の見込みより減少しているため、保険給付費を 3,000 万円減額した一方、介護予防・生活支援サービスの利用が当初の見込みより増加していることから、地域支援事業費を 1,400 万円増額し、予備費は補正予算編成上 662 万 9 千円の増額としました。

### 【歳入】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
4 支払基金交付金	1,351,331	△ 4,320	1,347,011
5 県支出金	738,773	△ 3,051	735,722
7 繰入金	814,054	△ 2,000	812,054
合 計	5,307,993	△ 9,371	5,298,622

### 【歳出】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
2 保険給付費	4,875,634	△ 30,000	4,845,634
3 地域支援事業費	214,258	14,000	228,258
7 予備費	9,882	6,629	16,511
合 計	5,307,993	△ 9,371	5,298,622

## 常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計

(議案第 28 号)

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ 1,436 万円の減額で、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,123 万 4 千円としました。

歳入では、国からの交付金額減により、国庫支出金を 820 万円減額、県支出金を 410 万円減額、市債を 430 万円減額し、繰入金を 224 万円増額しました。

歳出では、事業の進捗により土地区画整理費を 950 万円減額、利率見直しにより公債費を 12 万 2 千円増額し、予備費は補正予算編成上 498 万 2 千円の減額としました。

### 【歳入】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 国庫支出金	18,200	△ 8,200	10,000
2 県支出金	9,100	△ 4,100	5,000
4 繰入金	84,071	2,240	86,311
6 市債	8,800	△ 4,300	4,500
合 計	125,594	△ 14,360	111,234

### 【歳出】

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 土地区画整理費	69,674	△ 9,500	60,174
2 公債費	49,938	122	50,060
3 予備費	5,982	△ 4,982	1,000
合 計	125,594	△ 14,360	111,234

〈参考〉令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業一覧

(単位：千円)

No.	歳出 予算 措置	事業名	事業費 (補正後)	財源			備考
				交付金	その他	一般財源	
1	当初	定額減税調整給付事務費	19,241	19,241		0	6月補正で事業費増額(8,241千円)
2		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費(新規非課税世帯分)	6,735	6,735		0	6月補正で事業費増額(1,290千円)
3		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費(新規均等割のみ課税世帯分)	5,542	5,542		0	6月補正で事業費増額(97千円)
4		民間保育所等給食費支援事業費	5,862	5,862		0	3月補正で事業費減額(△888千円)
5		保育園児給食費	78,834	9,293	63,906 (給食費収入等)	5,635	—
6		民間保育所等給食費支援事業費(幼稚園)	264	264		0	—
7		学校給食賄材料費	324,405	33,021	282,173 (給食費収入等)	9,211	3月補正で交付金追加充当(1,465千円)
8	6月補正	定額減税調整給付給付費	428,100	428,100		0	3月補正で事業費減額(△66,500千円)
9		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費(新規非課税世帯分)	64,000	64,000		0	3月補正で事業費減額(△26,000千円)
10		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費(新規均等割のみ課税世帯分)	30,000	30,000		0	—
11		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費(新規低所得者子育て世帯分)	9,000	9,000		0	3月補正で事業費減額(△6,000千円)
12		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費(新規低所得者子育て世帯分)	1,483	1,483		0	—
13	1月補正	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費(非課税世帯追加分)	150,000	150,000		0	—
14		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費(非課税世帯追加分)	12,242	12,242		0	—
15		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費(低所得者子育て世帯追加分)	12,000	12,000		0	—
16		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費(低所得者子育て世帯追加分)	934	934		0	—
合計			1,148,642	787,717	346,079	14,846	

議案第 24 号

令和 6 年度常滑市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度常滑市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 124,710 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,690,402 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 12,178,106	千円 142,800	千円 12,320,906
	1 市民税	3,528,100	154,800	3,682,900
	2 固定資産税	6,973,156	△28,000	6,945,156
	6 宿泊税	16,000	16,000	32,000
4 配当割交付金		48,000	12,000	60,000
	1 配当割交付金	48,000	12,000	60,000
5 株式等譲渡所得割交付金		36,000	14,000	50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	36,000	14,000	50,000
6 法人事業税交付金		210,000	90,000	300,000
	1 法人事業税交付金	210,000	90,000	300,000
7 地方消費税交付金		1,400,000	150,000	1,550,000
	1 地方消費税交付金	1,400,000	150,000	1,550,000
11 地方交付税		963,832	413,920	1,377,752
	1 地方交付税	963,832	413,920	1,377,752
13 分担金及び負担金		20,470	△1,465	19,005
	1 負担金	20,470	△1,465	19,005
15 国庫支出金		3,965,967	△37,852	3,928,115
	1 国庫負担金	2,492,475	28,631	2,521,106
	2 国庫補助金	1,462,544	△66,483	1,396,061

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		千円 1,682,298	千円 33,576	千円 1,715,874
	1 県負担金	988,411	32,607	1,021,018
	2 県補助金	548,131	969	549,100
17 財産収入		264,081	68,186	332,267
	1 財産運用収入	232,960	15,586	248,546
	2 財産売却収入	31,121	52,600	83,721
19 繰入金		1,788,590	△721,353	1,067,237
	1 繰入金	1,788,590	△721,353	1,067,237
21 諸収入		5,384,490	△4,482	5,380,008
	5 雑入	1,060,685	△4,482	1,056,203
22 市債		2,516,450	△34,620	2,481,830
	1 市債	2,516,450	△34,620	2,481,830
歳 入 合 計		32,565,692	124,710	32,690,402

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 7,965,120	千円 23,124	千円 7,988,244
	1 総務管理費	7,419,985	31,585	7,451,570
	2 徴税費	264,028	△6,833	257,195
	3 戸籍住民基本台帳費	155,640	△1,628	154,012
3 民生費		9,390,221	46,699	9,436,920
	1 社会福祉費	4,680,460	23,575	4,704,035
	2 児童福祉費	4,207,004	23,124	4,230,128
4 衛生費		2,798,623	△30,687	2,767,936
	1 保健衛生費	783,311	△11,388	771,923
	3 清掃費	1,211,591	△19,299	1,192,292
6 農林水産業費		677,371	△86	677,285
	1 農業費	588,432	984	589,416
	2 水産業費	88,939	△1,070	87,869
7 商工費		777,542	25,463	803,005
	1 商工費	777,542	25,463	803,005
8 土木費		2,761,269	△104,116	2,657,153
	1 土木管理費	72,664	0	72,664
	2 道路橋梁費	469,441	△47,989	421,452
	5 都市計画費	2,131,652	△56,127	2,075,525

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 住宅費	千円 40,658	千円 0	千円 40,658
9 消防費		953,160	△19,435	933,725
	1 消防費	953,160	△19,435	933,725
10 教育費		4,527,470	142,749	4,670,219
	1 教育総務費	505,169	6,595	511,764
	2 小学校費	1,005,088	△9,549	995,539
	3 中学校費	1,039,579	△37,366	1,002,213
	5 社会教育費	379,150	△8,938	370,212
	6 保健体育費	1,598,064	192,007	1,790,071
12 公債費		1,938,346	△6,727	1,931,619
	1 公債費	1,938,346	△6,727	1,931,619
14 予備費		148,843	47,726	196,569
	1 予備費	148,843	47,726	196,569
歳 出 合 計		32,565,692	124,710	32,690,402

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	6 保健 体育費	市体育館大規模 改修事業費	千円 3,061,900	6	千円 233,157
				7	869,127
				8	1,959,616

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	災害用備蓄品購入費	千円 12,941
3 民生費	2 児童福祉費	妊婦支援給付事務費	1,650
6 農林 水産業費	1 農業費	新規就農者経営発展支援事業 補助金	3,750
	2 水産業費	漁港機能保全事業費	23,000
7 商工費	1 商工費	陶芸研究所本館構造補強等事 業費	25,300
8 土木費	2 道路橋梁費	多屋線道路改良事業費 多屋 町	7,277
		多屋線道路改良事業費 单独 分	96
		西知多道路事業付替市道公共 補償費	7,874

## 第4表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市体育館大規模改修事業	千円 155,300	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
計	155,300	—	—	—

### 2 変更

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等取壊し事業	千円 42,600	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
火葬場修繕事業	58,500	〃	〃	〃
県営防災ダム事業	8,100	〃	〃	〃
一般市道道路改良事業	5,800	〃	〃	〃
道路ストック総点検事業	27,000	〃	〃	〃
新学校給食共同調理場建設事業 道路拡幅事業	7,200	〃	〃	〃
排水路整備事業	95,500	〃	〃	〃
公園改修事業	22,500	〃	〃	〃

起債の目的		限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
補 正 前	高規格救急自動車購入事業	千円 16,400	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
	防災格納庫整備事業	12,700	〃	〃	〃
	小学校体育施設改修事業	23,800	〃	〃	〃
	小学校体育施設空調設備整備事業	525,400	〃	〃	〃
	中学校長寿命化改良事業	260,600	〃	〃	〃
	中学校体育施設空調設備整備事業	334,300	〃	〃	〃
	公民館施設長寿命化事業	45,000	〃	〃	〃
	社会体育施設大規模改修事業	507,900	〃	〃	〃
	臨時財政対策債	62,450	〃	〃	〃
	計	2,516,450	—	—	—
補 正 後	公共施設等取壊し事業	千円 25,500	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
	火葬場修繕事業	51,600	〃	〃	〃
	県営防災ダム事業	10,500	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般市道道路改良事業	千円 5,200	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
道路ストック総点検事業	7,200	〃	〃	〃
新学校給食共同調理場建設事業 道路拡幅事業	2,500	〃	〃	〃
排水路整備事業	65,000	〃	〃	〃
公園改修事業	18,000	〃	〃	〃
高規格救急自動車購入事業	9,100	〃	〃	〃
防災格納庫整備事業	4,000	〃	〃	〃
小学校体育施設改修事業	20,800	〃	〃	〃
小学校体育施設空調設備整備事業	519,200	〃	〃	〃
中学校長寿命化改良事業	242,100	〃	〃	〃
中学校体育施設空調設備整備事業	331,400	〃	〃	〃
公民館施設長寿命化事業	39,800	〃	〃	〃
社会体育施設大規模改修事業	460,500	〃	〃	〃
臨時財政対策債	53,430	〃	〃	〃
計	2,326,530	—	—	—

補正後



令和 6 年度

常 滑 市 一 般 会 計

補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	12,178,106	142,800	12,320,906
2 地方譲与税	278,936	0	278,936
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	48,000	12,000	60,000
5 株式等譲渡所得割交付金	36,000	14,000	50,000
6 法人事業税交付金	210,000	90,000	300,000
7 地方消費税交付金	1,400,000	150,000	1,550,000
8 自動車取得税交付金	1	0	1
9 環境性能割交付金	60,000	0	60,000
10 地方特例交付金	353,902	0	353,902
11 地方交付税	963,832	413,920	1,377,752
12 交通安全対策特別交付金	10,000	0	10,000
13 分担金及び負担金	20,470	△1,465	19,005
14 使用料及び手数料	343,898	0	343,898
15 国庫支出金	3,965,967	△37,852	3,928,115
16 県支出金	1,682,298	33,576	1,715,874
17 財産収入	264,081	68,186	332,267
18 寄附金	116,011	0	116,011

款	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	千円 1,788,590	千円 △721,353	千円 1,067,237
20 繰越金	941,660	0	941,660
21 諸収入	5,384,490	△4,482	5,380,008
22 市債	2,516,450	△34,620	2,481,830
歳 入 合 計	32,565,692	124,710	32,690,402

## (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	213,900	0	213,900
2 総務費	7,965,120	23,124	7,988,244
3 民生費	9,390,221	46,699	9,436,920
4 衛生費	2,798,623	△30,687	2,767,936
5 労働費	29,025	0	29,025
6 農林水産業費	677,371	△86	677,285
7 商工費	777,542	25,463	803,005
8 土木費	2,761,269	△104,116	2,657,153
9 消防費	953,160	△19,435	933,725
10 教育費	4,527,470	142,749	4,670,219
11 災害復旧費	5	0	5
12 公債費	1,938,346	△6,727	1,931,619
13 諸支出金	384,797	0	384,797
14 予備費	148,843	47,726	196,569
歳 出 合 計	32,565,692	124,710	32,690,402

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			0
△65,148	△17,100	3,827	101,545
28,505		△7,934	26,128
△63	△6,900	△5,140	△18,584
			0
	2,400		△2,486
		13,463	12,000
△42,211	△60,100	△4,790	2,985
△4,936	△16,000		1,501
79,577	72,100	△11,140	2,212
			0
			△6,727
			0
			47,726
△4,276	△25,600	△11,714	166,300

## 2 歳 入

### 1 款 市税

#### 1 項 市民税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 個人	3,042,900	154,800	3,197,700
計	3,528,100	154,800	3,682,900

### 1 款 市税

#### 2 項 固定資産税

1 固定資産税	6,788,000	△28,000	6,760,000
計	6,973,156	△28,000	6,945,156

### 1 款 市税

#### 6 項 宿泊税

1 宿泊税	16,000	16,000	32,000
計	16,000	16,000	32,000

### 4 款 配当割交付金

#### 1 項 配当割交付金

1 配当割交付金	48,000	12,000	60,000
計	48,000	12,000	60,000

### 5 款 株式等譲渡所得割交付金

#### 1 項 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	36,000	14,000	50,000
計	36,000	14,000	50,000

### 6 款 法人事業税交付金

#### 1 項 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	210,000	90,000	300,000
------------	---------	--------	---------

節		説明	
区分	金額		
1 現年課税分	千円 154,800	所得割	千円 154,800

1 現年課税分	△28,000	償却資産	△28,000

1 現年課税分	16,000	現年課税分	16,000

1 配当割交付金	12,000	配当割交付金	12,000

1 株式等譲渡所得割交付金	14,000	株式等譲渡所得割交付金	14,000

1 法人事業税交付金	90,000	法人事業税交付金	90,000

1 款 市税

4 款 配当割交付金

5 款 株式等譲渡所得割交付金

6 款 法人事業税交付金

6 款 法人事業税交付金

1 項 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	210,000	90,000	300,000

7 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	1,400,000	150,000	1,550,000
計	1,400,000	150,000	1,550,000

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	963,832	413,920	1,377,752
計	963,832	413,920	1,377,752

1 3 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

1 民生費負担金	20,470	△1,465	19,005
計	20,470	△1,465	19,005

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	2,492,475	28,631	2,521,106
------------	-----------	--------	-----------

節		説明	千円
区分	金額		
	千円		千円

1 地方消費税交付金	150,000	地方消費税交付金	150,000

1 地方交付税	413,920	普通交付税	413,920

2 児童福祉費負担金	△1,465	保育料負担金	△1,465

1 社会福祉費負担金	26,628	国民健康保険保険基盤安定負担金	8,763
		未就学児均等割保険税負担金	△86
		介護給付費・訓練等給付費負担金	14,848
		障害者医療費負担金	3,070
		産前産後保険税負担金	33
2 児童福祉費負担金	2,003	児童扶養手当負担金	△1,954
		障害児施設給付費負担金	23,495
		児童手当負担金	△61,408

6 款 法人事業税交付金      7 款 地方消費税交付金      1 1 款 地方交付税  
1 3 款 分担金及び負担金      1 5 款 国庫支出金

## 15款 国庫支出金

## 1項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	2,492,475	28,631	2,521,106

## 15款 国庫支出金

## 2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	959,289	△97,714	861,575
2 民生費国庫補助金	176,539	△592	175,947
3 衛生費国庫補助金	16,020	△1,826	14,194
5 土木費国庫補助金	123,690	△34,641	89,049
6 消防費国庫補助金	15,081	△4,936	10,145
7 教育費国庫補助金	156,425	73,226	229,651

節		説明	千円
区分	金額		
	千円	保育等給付費負担金	41,870

1 戸籍住民基本台帳費補助金	△1,628	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍）	△1,628
2 総務管理費補助金	△96,086	デジタル田園都市国家構想交付金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）	△4,633 △97,923 6,470
2 児童福祉費補助金	△592	地域子ども・子育て支援事業費補助金 出産・子育て応援交付金 妊婦のための支援給付費補助金	△242 △2,000 1,650
2 清掃費補助金	△1,826	循環型社会形成推進交付金	△1,826
1 道路橋梁費補助金	△21,996	社会資本整備総合交付金（道路ストック）	△21,996
2 都市計画費補助金	△12,645	社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック） 社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業） 宅地耐震化推進事業費補助金 社会資本整備総合交付金（公営住宅等整備事業） 防災・安全交付金（公園施設長寿命化対策）	△3,200 △2,158 △1,152 △1,135 △5,000
1 消防費補助金	△4,936	緊急消防援助隊設備整備費補助金	△4,936
3 中学校費補助金	△15,837	学校施設環境改善交付金	△15,837

15 款 国庫支出金  
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	1,462,544	△66,483	1,396,061

16 款 県支出金  
1 項 県負担金

1 民生費県負担金	988,411	32,607	1,021,018
計	988,411	32,607	1,021,018

16 款 県支出金  
2 項 県補助金

1 総務費県補助金	8,214	3,713	11,927
2 民生費県補助金	343,285	5,633	348,918
3 衛生費県補助金	8,660	△807	7,853
6 土木費県補助金	24,253	△7,570	16,683

節		説明	千円
区分	金額		
4 保健体育費補助金	89,063	学校施設環境改善交付金	89,063

1 社会福祉費負担金	15,245	国民健康保険保険基盤安定制度負担金 未就学児均等割保険税負担金 介護給付費・訓練等給付費負担金 障害者医療費負担金 産前産後保険税負担金	6,313 △43 7,424 1,535 16
2 児童福祉費負担金	17,362	障害児施設給付費負担金 児童手当負担金 保育等給付費負担金	11,748 △10,686 16,300

1 総務管理費補助金	3,713	元気な愛知の市町村づくり補助金	3,713
2 児童福祉費補助金	5,633	保育所等給食費支援事業費補助金 出産・子育て応援交付金 保育対策総合支援事業費補助金 地域子ども・子育て支援事業費補助金	6,613 △500 △3,876 3,396
2 清掃費補助金	△807	愛知県浄化槽設置費補助金	△807
1 道路橋梁費補助金	△770	市町村土木事業費補助金	△770

15款 国庫支出金

16款 県支出金

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	548,131	969	549,100

17 款 財産収入

1 項 財産運用収入

2 利子及び配当金	126,455	15,586	142,041
計	232,960	15,586	248,546

17 款 財産収入

2 項 財産売払収入

1 不動産売払収入	31,000	52,600	83,600
計	31,121	52,600	83,721

19 款 繰入金

1 項 繰入金

1 繰入金	1,788,590	△721,353	1,067,237
計	1,788,590	△721,353	1,067,237

節		説	明
区 分	金 額		
2 都市計画費補助金	千円 △6,800	緑の街並み推進事業費補助金 空家除却事業費補助金 住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（ブロック塀） 住宅建築物安全ストック形成事業費補助金（住宅除却） 空家等利活用改修費補助金	千円 △4,575 △375 △250 △1,350 △250

1 利子及び配当金	15,586	L I X I L 株式配当金陶業陶芸振興事業基金 陶業陶芸振興事業基金利子収入	15,376 210

1 不動産売払収入	52,600	不動産売払収入	52,600

1 基金繰入金	△721,353	財政調整基金繰入金 ボートレースまちづくり基金繰入金 ふるさとづくり事業基金繰入金 市福祉基金繰入金 公共施設等整備基金繰入金	△700,000 151 △12,558 △5,140 △3,806

16 款 県支出金

17 款 財産収入

19 款 繰入金

## 2 1 款 諸収入

## 5 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
5 雑入	千円 665,256	千円 △4,482	千円 660,774
計	1,060,685	△4,482	1,056,203

## 2 2 款 市債

## 1 項 市債

1 総務債	42,600	△17,100	25,500
2 衛生債	58,500	△6,900	51,600
3 農林水産業債	47,200	2,400	49,600
4 土木債	471,000	△60,100	410,900
5 消防債	29,100	△16,000	13,100
6 教育債	1,805,600	72,100	1,877,700

節		説明	千円
区分	金額		
3 民生費雑入	千円 △6,469	後期高齢者医療広域連合受託事業収入	△6,469
7 土木費雑入	1,987	西知多道路事業市道公共補償費	1,987

1 総務管理債	△17,100	公共施設等取壊し事業	△17,100
1 保健衛生債	△6,900	火葬場修繕事業	△6,900
1 農業債	2,400	県営防災ダム事業	2,400
1 道路橋梁債	△25,100	一般市道道路改良事業 道路ストック総点検事業 新学校給食共同調理場建設事業道路拡幅事業	△600 △19,800 △4,700
4 都市計画債	△35,000	排水路整備事業 公園改修事業	△30,500 △4,500
1 消防債	△16,000	高規格救急自動車購入事業 防災格納庫整備事業	△7,300 △8,700
1 小学校債	△9,200	小学校体育施設改修事業 小学校体育施設空調設備整備事業	△3,000 △6,200
2 中学校債	△21,400	中学校長寿命化改良事業 中学校体育施設空調設備整備事業	△18,500 △2,900
3 社会教育債	△5,200	公民館施設長寿命化事業	△5,200
4 保健体育債	107,900	社会体育施設大規模改修事業 市体育館大規模改修事業	△47,400 155,300

2 1 款 諸収入      2 2 款 市債

## 2 2 款 市債

## 1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
7 臨時財政対策債	千円 62,450	千円 △9,020	千円 53,430
計	2,516,450	△34,620	2,481,830

節		説明	
区 分	金 額		
1 臨時財政対策 債	千円 △9,020	臨時財政対策債	千円 △9,020

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 文書広報費	千円 42,482	千円 0	千円 42,482	千円 △2,247 県支出金	千円	千円	千円 2,247
4 会計管理費	23,157	△4,400	18,757				△4,400
5 財産管理費	103,190	△19,000	84,190		△17,100 市債		△1,900
6 庁舎管理費	107,069	△11,133	95,936				△11,133
7 電算管理費	666,904	△35,582	631,322	△4,633 国庫支出金			△30,949
8 企画費	274,753	△3,821	270,932			△2,644 繰入金	△1,177
11 防災諸費	41,713	12,941	54,654	6,470 国庫支出金		6,471 繰入金	

節		説明	千円
区分	金額		
	千円	財源更正	千円
12 委託料	△4,400	1 会計事務費 1) 会計事務費	△4,400 △4,400
14 工事請負費	△19,000	2 公共施設等取壊し事業費 1) 旧三和東幼稚園解体事業費 (市債 △13,500) 2) 旧本町市役所解体事業費 (市債 △3,600)	△19,000 △15,000 △4,000
10 需用費 光熱水費	△4,860 △4,860	3 市庁舎管理費 1) 市庁舎保守委託料 2) 市庁舎光熱水費	△11,133 △6,273 △4,860
12 委託料	△6,273		
11 役務費	△3,918	4 情報システム最適化事業費 1) 第3次情報システム最適化事業費	△28,382 △28,382
12 委託料	△7,200	5 デジタル化推進費 2) デジタル化推進事業費	△7,200 △7,200
13 使用料及び賃借料	△24,464	(国庫支出金 △4,633)	
10 需用費 印刷製本費	△706 △706	6 友好都市交流事業費 1) 友好都市交流事業費 7 愛知県国際展示場関係費 2) 小中学生イベント見学会等関係費	△1,177 △1,177 △1,938 △1,938
12 委託料	△2,460	(繰入金 △1,938)	
13 使用料及び賃借料	△655	8 市制70周年記念事業費 1) 市制70周年記念事業事務費 (繰入金 △706)	△706 △706
17 備品購入費	12,941	1 災害対策費 1) 災害用備蓄品購入費	12,941 12,941

2款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
12 諸費	601,488	△66,500	534,988	△66,500 国庫支出金			
13 財政調整基金費	500,368	100,000	600,368				100,000
14 減債基金費	144	59,080	59,224				59,080
計	7,419,985	31,585	7,451,570	△66,910	△17,100	3,827	111,768

2 款 総務費

2 項 徴税费

2 賦課徴収費	84,681	△6,833	77,848	3,390 県支出金			△10,223
計	264,028	△6,833	257,195	3,390	0	0	△10,223

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	155,640	△1,628	154,012	△1,628 国庫支出金			
計	155,640	△1,628	154,012	△1,628	0	0	0

節		説明	千円
区分	金額		
	千円	( 国庫支出金 6,470) ( 繰入金 6,471)	千円
18 負担金補助及び交付金	△66,500	2 定額減税調整給付事業費 1) 定額減税調整給付給付費 ( 国庫支出金 △ 66,500)	△66,500 △66,500
24 積立金	100,000	3 財政調整基金積立金 1) 財政調整基金積立金	100,000 100,000
24 積立金	59,080	4 減債基金積立金 1) 減債基金積立金	59,080 59,080

12 委託料	△6,833	1 市民税賦課事務費 1) 市民税賦課事務費 2 固定資産税賦課事務費 2) 固定資産(土地)評価事業費	△1,342 △1,342 △5,491 △5,491

12 委託料	△1,628	1 戸籍電算化事業費 1) 第3次戸籍電算化事業費 ( 国庫支出金 △ 1,628)	△1,628 △1,628

2款 総務費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 2,651,904	千円 △12,270	千円 2,639,634	千円 △17,004 国庫支出金 △23,290 県支出金 6,286	千円	千円 △6,469 諸収入	千円 11,203
2 障害者福祉費	1,167,821	35,845	1,203,666	26,877 国庫支出金 17,918 県支出金 8,959			8,968

節		説明	千円
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	千円 △32,000	1 国民健康保険事業特別会計繰出金	26,162
		1) 国民健康保険事業特別会計繰出金	26,162
		( 国庫支出金	8,710)
		( 県支出金	6,286)
22 償還金利子及び割引料	2,037	2 介護保険事業特別会計繰出金	△2,000
		2) 介護保険事業特別会計繰出金	△2,000
27 繰出金	17,693	3 後期高齢者医療特別会計繰出金	△6,469
		3) 後期高齢者医療特別会計繰出金	△6,469
		( 諸収入	△ 6,469)
		4 過年度国県負担金等返還金	2,037
		1) 過年度国県負担金等返還金	2,037
		5 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費（新規非課税世帯分）	△26,000
		1) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費（新規非課税世帯分）	△26,000
		( 国庫支出金	△ 26,000)
		6 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費（新規低所得者子育て世帯分）	△6,000
		2) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費（新規低所得者子育て世帯分）	△6,000
		( 国庫支出金	△ 6,000)
11 役務費	8	7 介護給付費・訓練等給付費	29,705
		1) 障害者支援施設費	24,322
		( 国庫支出金	12,161)
		( 県支出金	6,080)
		2) 障害者共同生活援助費	4,081
		( 国庫支出金	2,036)
		( 県支出金	1,018)
		3) サービス利用計画作成費	1,302
		( 国庫支出金	651)
		( 県支出金	326)
		8 障害者医療費	6,140
		4) 自立支援医療費（更生医療）	6,140
		( 国庫支出金	3,070)
		( 県支出金	1,535)
19 扶助費	35,837		

3款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	千円 4,680,460	千円 23,575	千円 4,704,035	千円 9,873	千円 0	千円 △6,469	千円 20,171

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	2,037,375	△46,309	1,991,066	△43,293 国庫支出金 △43,855 県支出金 562			△3,016
2 子育て支援費	885,437	69,433	954,870	61,925 国庫支出金 41,121		△1,465 分担金及び 負担金	8,973

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

12 委託料	△1,988	1 児童手当支給費	△86,418
		1) 児童手当支給費	△82,780
19 扶助費	△44,653	( 国庫支出金	△ 61,408)
		( 県支出金	△ 10,686)
22 償還金利子及び割引料	332	2) 児童手当諸経費	△3,638
		( 国庫支出金	△ 3,638)
		2 児童扶養手当支給費	△5,863
		3) 児童扶養手当支給費	△5,863
		( 国庫支出金	△ 1,954)
		3 出産・子育て応援給付金事業費	△3,000
		1) 出産応援給付金給付費	△1,000
		( 国庫支出金	△ 667)
		( 県支出金	△ 167)
		2) 子育て応援給付金給付費	△2,000
		( 国庫支出金	△ 1,333)
		( 県支出金	△ 333)
		4 妊婦のための支援給付事業費	1,650
		3) 妊婦支援給付事務費	1,650
		( 国庫支出金	1,650)
		5 過年度国県負担金等返還金	332
		4) 過年度国県負担金等返還金	332
		6 児童発達支援等事業費	46,990
		1) 児童発達支援等給付費	46,990
		( 国庫支出金	23,495)
		( 県支出金	11,748)
12 委託料	15,317	7 教育・保育施設等運営費	69,433
		1) 民間保育所運営委託料	15,317
18 負担金補助及び交付金	7,004	( 分担金及び負担金	△ 1,465)
		( 国庫支出金	10,494)

3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
				県支出金 20,804			
計	4,207,004	23,124	4,230,128	18,632	0	△1,465	5,957

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	156,458	△3,726	152,732				△3,726
2 予防費	516,642	0	516,642	2,570 県支出金		△5,140 繰入金	2,570
4 火葬場費	87,441	△7,662	79,779		△6,900 市債		△762
計	783,311	△11,388	771,923	2,570	△6,900	△5,140	△1,918

節		説明	
区分	金額		
19 扶助費	千円 47,112	( 県支出金 3,753)	千円
		2) 民間保育所等運営費補助金 ( 国庫支出金 3,396)	5,709
		( 県支出金 3,396)	
		3) 特定教育・保育施設給付費 (2号・3号認定分) ( 国庫支出金 28,119)	47,112
		( 県支出金 10,918)	
		4) 保育補助者雇上費補助金 ( 県支出金 △ 3,876)	△4,430
		5) 民間保育所等給食費支援事業費 ( 国庫支出金 △ 888)	5,725
		( 県支出金 6,613)	

18 負担金補助及び交付金	△3,726	1 負担金 1) 半田常滑看護専門学校管理組合分担金	△3,726 △3,726
		財源更正	
12 委託料	△1,826	2 火葬場管理運営費 1) 火葬場修繕費	△7,662 △7,662
14 工事請負費	△5,836	( 市債 △ 6,900)	

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

3 項 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 塵芥処理費	千円 880,469	千円 △7,011	千円 873,458	千円	千円	千円	千円 △7,011
3 し尿処理費	252,629	△12,288	240,341	△2,633 国庫支出金 △1,826 県支出金 △807			△9,655
計	1,211,591	△19,299	1,192,292	△2,633	0	0	△16,666

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

5 農地費	247,749	984	248,733		2,400 市債		△1,416
計	588,432	984	589,416	0	2,400	0	△1,416

6 款 農林水産業費

2 項 水産業費

3 漁港管理費	53,317	△1,070	52,247			0 使用料及び 手数料	△1,070
計	88,939	△1,070	87,869	0	0	0	△1,070

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	千円 △7,011	1 負担金	千円 △7,011
		1) 知多南部広域環境組合分担金	△7,011
18 負担金補助及び交付金	△12,288	2 負担金	△6,810
		1) 中部知多衛生組合分担金	△6,810
		3 補助金	△5,478
		2) 合併処理浄化槽設置費補助金	△5,478
		( 国庫支出金	△ 1,826)
		( 県支出金	△ 807)

17 備品購入費	△1,300	1 小倉排水機場維持管理費	△1,300
		1) 小倉排水機場維持管理費	△1,300
18 負担金補助及び交付金	2,284	2 農業用ため池等事業費	2,284
		1) 県営防災ダム事業費	2,284
		( 市債	2,400)

14 工事請負費	△1,070	1 漁業振興事業費	△1,070
		1) 漁業振興事業費	△1,070
		( 使用料及び手数料	△ 1,070)

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 陶業陶芸振興費	千円 142,024	千円 15,586	千円 157,610	千円	千円	千円 15,586 財産収入	千円
5 企業立地事業費	161,386	△2,123	159,263			△2,123 繰入金	
7 観光費	136,318	12,000	148,318				12,000
計	777,542	25,463	803,005	0	0	13,463	12,000

8 款 土木費

1 項 土木管理費

1 土木管理費	72,664	0	72,664			6 諸収入	△6
計	72,664	0	72,664	0	0	6	△6

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

3 道路新設改良費	171,003	△47,989	123,014	△22,766 国庫支出金 △21,996 県支出金 △770	△25,100 市債	1,981 諸収入	△2,104
-----------	---------	---------	---------	---	---------------	--------------	--------

節		説明	千円
区分	金額		
24 積立金	千円 15,586	1 陶業陶芸振興事業費 1) 陶業陶芸振興事業基金積立金 ( 財産収入 15,586)	15,586 15,586
12 委託料	△2,123	2 企業立地推進費 1) 産業用地創出推進費 ( 繰入金 △ 2,123)	△2,123 △2,123
12 委託料	△3,000	3 観光プラザ管理費 1) 観光プラザ撤去等事業費	△1,000 △1,000
14 工事請負費	△1,000	4 観光施設等維持管理費 1) 観光施設等維持管理費	△3,000 △3,000
24 積立金	16,000	5 宿泊税基金積立金 1) 宿泊税基金積立金	16,000 16,000

		財源更正	

12 委託料	51	1 市道その他路線事業費	△4,627
		1) 一般市道整備事業費	△1,488
14 工事請負費	△49,970	( 県支出金 △ 770)	
		( 市債 △ 600)	
16 公有財産購入 費	1,930	2) 西知多道路事業付替市道公共補償費	1,981
		( 諸収入 1,981)	
		3) 新学校給食共同調理場建設事業道路拡幅事業費	△5,120

7 款 商工費 8 款 土木費

## 8 款 土木費

## 2 項 道路橋梁費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	469,441	△47,989	421,452	△22,766	△25,100	1,981	△2,104

## 8 款 土木費

## 5 項 都市計画費

3 都市下水路費	148,889	△25,000	123,889		△30,500 市債		5,500
4 都市公園費	162,205	△16,277	145,928	△5,000 国庫支出金	△4,500 市債	△6,777 繰入金	
5 緑化推進費	15,091	△4,575	10,516	△4,575 県支出金			
6 建築指導費	66,730	△12,515	54,215	△8,735 国庫支出金 △6,510 県支出金 △2,225			△3,780

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
		( 市債	△ 4,700)
		2 道路ストック総点検事業費	△43,362
		4) 道路ストック総点検事業費	△43,362
		( 国庫支出金	△ 21,996)
		( 市債	△ 19,800)

14 工事請負費	△25,000	1 下水路維持管理費	△25,000
		1) 排水路整備事業費	△25,000
		( 市債	△ 30,500)
12 委託料	△7,277	2 大曾公園再整備事業費	△7,277
		1) 大曾公園再整備事業費	△7,277
14 工事請負費	△9,000	( 繰入金	△ 7,277)
		3 公園維持管理費	△9,000
		2) 公園改修費	△9,000
		( 国庫支出金	△ 5,000)
		( 繰入金	500)
		( 市債	△ 4,500)
18 負担金補助及び交付金	△4,575	4 補助金	△4,575
		1) 緑の街並み推進事業費補助金	△4,575
		( 県支出金	△ 4,575)
12 委託料	△3,300	5 住宅・建築物安全ストック形成事業費	△5,500
		1) 木造住宅耐震改修費補助金	△4,500
14 工事請負費	△715	( 国庫支出金	△ 2,700)
		( 県支出金	△ 1,350)
18 負担金補助及び交付金	△8,500	2) ブロック塀等除却費補助金	△1,000
		( 国庫支出金	△ 500)
		( 県支出金	△ 250)

8 款 土木費

5 項 都市計画費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
7 開発費	84,152	2,240	86,392				2,240
計	2,131,652	△56,127	2,075,525	△18,310	△35,000	△6,777	3,960

8 款 土木費

6 項 住宅費

1 住宅管理費	40,658	0	40,658	△1,135 国庫支出金			1,135
計	40,658	0	40,658	△1,135	0	0	1,135

9 款 消防費

1 項 消防費

2 非常備消防費	30,071	△3,155	26,916				△3,155
----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		6 空家等対策推進事業費	△3,715
		3) 空家住宅除却事業費	△715
		( 国庫支出金	△ 908)
		4) 空家住宅除却事業費補助金	△1,500
		( 国庫支出金	△ 750)
		( 県支出金	△ 375)
		5) 空家等利活用改修費補助金	△1,500
		( 国庫支出金	△ 500)
		( 県支出金	△ 250)
		7 宅地耐震化推進事業費	△3,300
		6) 大規模盛土造成地崩壊防止事業費	△3,300
		( 国庫支出金	△ 1,152)
27 繰出金	2,240	8 常滑駅周辺土地地区画整理事業特別会計繰出金	2,240
		1) 常滑駅周辺土地地区画整理事業特別会計繰出金	2,240

		財源更正	

1 報酬	△1,031	1 報酬等	△1,031
		1) 消防団員 1 2 3 人	△1,031
8 旅費	△2,038	2 消防団活動費	△2,124
		1) 消防団演習・訓練費	△2,124

8 款 土木費 9 款 消防費

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 消防施設費	149,848	△16,280	133,568	△4,936 国庫支出金	△16,000 市債		4,656
計	953,160	△19,435	933,725	△4,936	△16,000	0	1,501

10 款 教育費

1 項 教育総務費

2 事務局費	323,284	6,595	329,879	4,886 国庫支出金			1,709
				3,257 県支出金			
				1,629			
計	505,169	6,595	511,764	4,886	0	0	1,709

10 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	958,028	△9,549	948,479		△9,200 市債	66 繰入金	△415
---------	---------	--------	---------	--	--------------	-----------	------

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	千円 △33		千円
燃料費	△33		
17 備品購入費	△53		
14 工事請負費	△8,660	3 車両購入費	△7,620
		1) 高規格救急自動車購入費	△7,620
		( 国庫支出金	△ 4,936)
		( 市債	△ 7,300)
17 備品購入費	△7,620	4 防災格納庫整備事業費	△8,660
		1) 防災格納庫整備事業費	△8,660
		( 市債	△ 8,700)

19 扶助費	6,595	1 教育・保育施設等運営費	6,595
		1) 特定教育・保育施設給付費（1号認定分）	6,595
		( 国庫支出金	3,257)
		( 県支出金	1,629)

12 委託料	△6,544	1 小学校整備費	△9,549
		1) 小学校体育施設工事費	△3,415
		( 市債	△ 3,000)
14 工事請負費	△3,005	2) 小学校体育施設空調設備整備費	△6,134
		( 繰入金	66)

9 款 消防費 10 款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,005,088	△9,549	995,539	0	△9,200	66	△415

10款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	993,154	△37,366	955,788	△15,837 国庫支出金	△21,400 市債	85 繰入金	△214
計	1,039,579	△37,366	1,002,213	△15,837	△21,400	85	△214

10款 教育費

5項 社会教育費

4 公民館費	153,304	△4,252	149,052		△5,200 市債		948
6 市民文化会館費	78,741	2,799	81,540				2,799
7 文化財保護費	15,845	△7,485	8,360			△7,485 繰入金	
計	379,150	△8,938	370,212	0	△5,200	△7,485	3,747

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		( 市債 $\Delta$ 6,200)

12 委託料	$\Delta$ 2,865	1 中学校整備費 $\Delta$ 2,815
		1) 中学校体育施設空調設備整備費 $\Delta$ 2,815
14 工事請負費	$\Delta$ 34,501	( 繰入金 85)
		( 市債 $\Delta$ 2,900)
		2 中学校長寿命化改良事業費 $\Delta$ 34,551
		2) 中学校長寿命化改良工事費 $\Delta$ 34,551
		( 国庫支出金 $\Delta$ 15,837)
		( 市債 $\Delta$ 18,500)

12 委託料	798	1 公民館管理運営費 1,418
		1) 公民館指定管理料 1,418
14 工事請負費	$\Delta$ 5,050	2 公民館施設整備費 $\Delta$ 5,670
		2) 公民館施設長寿命化事業費 $\Delta$ 5,670
		( 市債 $\Delta$ 5,200)
12 委託料	2,799	3 文化会館管理運営費 2,799
		1) 文化会館指定管理料 2,799
12 委託料	$\Delta$ 7,485	4 文化財調査保護事業費 $\Delta$ 7,485
		1) 登窯保存事業費 $\Delta$ 7,485
		( 繰入金 $\Delta$ 7,485)

10 款 教育費

6 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 社会体育施設費	千円 803,456	千円 196,507	千円 999,963	千円 89,063 国庫支出金	千円 107,900 市債	千円 △3,806 繰入金	千円 3,350
4 学校給食調理場費	744,833	△4,500	740,333	1,465 国庫支出金			△5,965
計	1,598,064	192,007	1,790,071	90,528	107,900	△3,806	△2,615

12 款 公債費

1 項 公債費

2 利子	67,753	△6,727	61,026				△6,727
計	1,938,346	△6,727	1,931,619	0	0	0	△6,727

14 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	148,843	47,726	196,569				47,726
計	148,843	47,726	196,569	0	0	0	47,726

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 4,941	1 市体育館管理費	千円 3,350
		1) 常滑公園指定管理料	3,350
14 工事請負費	191,566	2 施設整備費	193,157
		2) 社会体育施設大規模改修事業費	△40,000
		( 国庫支出金	11,346)
		( 繰入金	△ 3,946)
		( 市債	△ 47,400)
		3) 市体育館大規模改修事業費	233,157
		( 国庫支出金	77,717)
		( 繰入金	140)
		( 市債	155,300)
10 需用費	△4,500	3 学校給食調理場管理運営費	△4,500
燃料費	△3,000	1) 学校給食調理場燃料、光熱水費	△3,000
器具修繕料	△1,500	2) 学校給食調理場管理諸経費	△1,500

22 償還金利子及び割引料	△6,727	1 市債償還利子	△6,727
		1) 市債償還利子	△6,727

28 予備費	47,726	1 予備費	47,726
		1) 予備費	47,726

10款 教育費      12款 公債費      14款 予備費

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		28,968	12,107 (3.45)		16,400	57,475	7,236	64,711
	議 員	18	88,913		37,064 (3.45)			125,977	25,550	151,527
	その他	608	70,469					70,469		70,469
	計	629	159,382	28,968	49,171	0	16,400	253,921	32,786	286,707
補正前	長 等	3		28,968	12,107 (3.45)		16,400	57,475	7,236	64,711
	議 員	18	88,913		37,064 (3.45)			125,977	25,550	151,527
	その他	608	71,500					71,500		71,500
	計	629	160,413	28,968	49,171	0	16,400	254,952	32,786	287,738
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	△1,031	0	0	0	0	△1,031	0	△1,031
	計	0	△1,031	0	0	0	0	△1,031	0	△1,031

※「その他の手当」は退職手当

## 2 一般職

### (1) 総括

※( )内は短時間勤務職員数を外書き

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(741) 470	712,251	1,640,066	1,358,603	3,710,920	634,773	4,345,693	
補正前	(741) 470	712,251	1,640,066	1,358,603	3,710,920	634,773	4,345,693	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後		50,691	40,991	51,910	25,983	23,745	0
補正前		50,691	40,991	51,910	25,983	23,745	0	4,821
比 較		0	0	0	0	0	0	0

区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
補正後	164,314	1,074	7,252	176	479,130	390,085	118,431
補正前	164,314	1,074	7,252	176	479,130	390,085	118,431
比 較	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

※（ ）内は再任用短時間勤務職員数を外書き

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(6) 470		1,640,066	1,180,399	2,820,465	533,558	3,354,023	
補正前	(6) 470		1,640,066	1,180,399	2,820,465	533,558	3,354,023	
比 較	(0) 0		0	0	0	0	0	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	50,691	40,991	51,910	25,983	23,745	0	4,821
	補正前	50,691	40,991	51,910	25,983	23,745	0	4,821
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

区 分	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
補正後	164,314	1,074	7,252	176	382,145	308,866	118,431
補正前	164,314	1,074	7,252	176	382,145	308,866	118,431
比 較	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

※（ ）内はパートタイム会計年度任用職員数を外書き

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(735) 0	712,251		178,204	890,455	101,215	991,670	
補正前	(735) 0	712,251		178,204	890,455	101,215	991,670	
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0	

職員手当 の内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	96,985	81,219
	補正前	96,985	81,219
	比 較	0	0

## (2) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	保育士教諭職	消防職	技能労務職
令和7年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	298,342	265,560	300,496	291,233
	平均給与月額 (円)	354,740	293,926	369,382	317,844
	平均年齢 (歳)	38.4	35.5	36.5	52.7

## イ 初任給

区 分	一般行政職 (円)	保育士教諭職 (円)	消防職 (円)	技能労務職 (円)	国 の 制 度	
					一般行政職 (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	188,000		194,500	(技) 185,700	188,000	(技) 185,700
大 学 卒	220,000	220,000	225,600		220,000	

## ウ 級別職員数

※ ( ) 内は再任用短時間勤務職員を外書き

区分	級	一般行政職		保育士教諭職		消 防 職		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年 1月1日現在	1 級	39	14.7	21	20.8	16	16.8	(1)	(100.0)
	2 級	(2)	(100.0)			(3)	(100.0)		
		35	13.1	25	24.7	10	10.5		
	3 級	99	37.2	35	34.6	26	27.4	1	16.7
	4 級	16	6.0	5	5.0	12	12.6	3	50.0
	5 級	34	12.8	12	11.9	19	20.0	1	16.6
	6 級	33	12.4	3	3.0	10	10.5		
	7 級	1	0.4			1	1.1		
	8 級	9	3.4			1	1.1		
計	(2)	(100.0)			(3)	(100.0)	(1)	(100.0)	
		266	100.0	101	100.0	95	100.0	6	100.0

## ( 級 別 の 基 準 と な る 職 務 )

区 分	一般行政職	保育士教諭職	消 防 職	技能労務職
1 級	主 事 ・ 技 師	保 育 士 ・ 教 諭	消 防 士	自動車運転手 調理員・用務員
2 級				
3 級	主 査 ・ 主 任	主 任 ・ 副 主 任	主 査 ・ 主 任	
4 級	主 任 主 査 ・ 主 査	主 任	主 任 主 査 ・ 主 査	職 主 任 ・ ( 労 ) 職 長
5 級	課 長 補 佐 ・ 副 主 幹	園 長	課 長 補 佐 ・ 副 主 幹	( 技 ) 職 長
6 級	課 長 ・ 主 幹	指 導 主 事 ・ 園 長	課 長 ・ 署 長 ・ 主 幹	
7 級	部 次 長 ・ 防 災 危 機 管 理 監		消 防 次 長	
8 級	部 長		消 防 長	

エ 期末手当、勤勉手当

※支給期別支給率の（ ）内は再任用職員について適用

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.175)	(1.225)	(2.4)	有	
	2.25	2.35	4.6		
補正前	(1.175)	(1.225)	(2.4)	有	
	2.25	2.35	4.6		
国の制度	(1.175)	(1.225)	(2.4)	有	
	2.25	2.35	4.6		

オ 定年退職に係る退職手当

区 分	支給率等	国の制度(支給率等)
20年勤続の者(月分)	24.586875	24.586875
25年勤続の者(月分)	33.27075	33.27075
35年勤続の者(月分)	47.709	47.709
最 高 限 度(月分)	47.709	47.709

カ 地 域 手 当

支給対象地域	全 地 域
支給率(%)	3
支給対象職員数(人)	476
国の指定基準に基づく 支給率(%)	3

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種		
		一般行政職	消防職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.3	0.1	1.2	0.6
支給対象職員の比率(%) (令和7年1月1日現在)	18.4	4.9	73.5	28.6
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	消防手当、滞納整理手当、福祉現業手当、行旅死亡人取扱手当			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

継 続 費

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源			
					国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	6 保健 体育費	市体育館大 規模改修事 業費	令和 6 年度	233,157	77,717	155,300	140	0
			令和 7 年度	869,127		782,100	87,027	0
			令和 8 年度	1,959,616	93,429	1,631,100	235,087	0
			計	3,061,900	171,146	2,568,500	322,254	0

調 書

(単位:千円)

令和4年度末 までの 支 出 額	令和5年度末 までの 支出(見込)額	令和6年度 支出予定額	令和6年度末 までの 支出予定額	令和7年度 以 降 支出予定額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率(%)
					0.0
				1,102,284	36.0
				1,959,616	64.0
0	0	0	0	3,061,900	100.0

## 地 方 債 調 書

区 分	当該年度中起債見込額			当該年度末現在高見込額		
	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	2,454,000	△ 25,600	2,428,400	21,971,206	△ 25,600	21,945,606
（1）総 務	42,600	△ 17,100	25,500	6,892,261	△ 17,100	6,875,161
（3）衛 生 債	58,500	△ 6,900	51,600	98,814	△ 6,900	91,914
（4）農 林 水 産 業	47,200	2,400	49,600	714,388	2,400	716,788
（6）土 木	353,000	△ 25,100	327,900	1,393,659	△ 25,100	1,368,559
（7）都 市 計 画	118,000	△ 35,000	83,000	1,676,228	△ 35,000	1,641,228
（8）消 防	29,100	△ 16,000	13,100	767,457	△ 16,000	751,457
（9）教 育	1,805,600	72,100	1,877,700	9,247,859	72,100	9,319,959
3 そ の 他	62,450	△ 9,020	53,430	7,400,728	△ 9,020	7,391,708
（3）臨時財政対策債	62,450	△ 9,020	53,430	5,401,979	△ 9,020	5,392,959
合 計	2,516,450	△ 34,620	2,481,830	29,381,743	△ 34,620	29,347,123

議案第 25 号

令和 6 年度常滑市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度常滑市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 95,047 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,148,827 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県支出金		千円 3,396,275	千円 56,917	千円 3,453,192
	2 県補助金	3,380,384	56,917	3,437,301
4 繰入金		538,549	26,162	564,711
	1 他会計繰入金	368,549	26,162	394,711
7 国庫支出金		0	11,968	11,968
	1 国庫補助金	0	11,968	11,968
歳入合計		5,053,780	95,047	5,148,827

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 105,483	千円 △3,872	千円 101,611
	1 総務管理費	100,891	△3,872	97,019
2 保険給付費		3,293,742	72,757	3,366,499
	1 療養諸費	2,895,666	45,859	2,941,525
	2 高額療養費	374,324	26,898	401,222
7 予備費		24,301	26,162	50,463
	1 予備費	24,301	26,162	50,463
歳出合計		5,053,780	95,047	5,148,827

令和 6 年度

常滑市国民健康保険事業特別会計

補正予算説明書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	千円 1,084,680	千円 0	千円 1,084,680
2 県支出金	3,396,275	56,917	3,453,192
3 財産収入	66	0	66
4 繰入金	538,549	26,162	564,711
5 繰越金	16,409	0	16,409
6 諸収入	17,801	0	17,801
7 国庫支出金	0	11,968	11,968
歳入合計	5,053,780	95,047	5,148,827

## (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	105,483	△3,872	101,611
2 保険給付費	3,293,742	72,757	3,366,499
3 国民健康保険事業費納付金	1,561,822	0	1,561,822
4 保健事業費	63,828	0	63,828
5 公債費	1	0	1
6 諸支出金	4,603	0	4,603
7 予備費	24,301	26,162	50,463
歳 出 合 計	5,053,780	95,047	5,148,827

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
△3,872			0
72,757			0
			0
			0
			0
			0
			26,162
68,885	0	0	26,162

2 歳 入

2 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 保険給付費等交付金	3,380,384	56,917	3,437,301
計	3,380,384	56,917	3,437,301

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	368,549	26,162	394,711
計	368,549	26,162	394,711

7 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	11,968	11,968
計	0	11,968	11,968

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 保険給付費等 交付金	56,917	保険給付費等交付金 特別調整交付金	72,757 △15,840

1 一般会計繰入 金	26,162	保険基盤安定繰入金 未就学児均等割保険税繰入金 産前産後保険税繰入金 その他一般会計繰入金	20,103 △171 67 6,163

1 社会保障・税 番号制度シス テム整備費補 助金	11,968	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	11,968

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 99,320	千円 △3,872	千円 95,448	千円 △3,872	千円	千円	千円
				県支出金 △15,840			
				国庫支出金 11,968			
計	100,891	△3,872	97,019	△3,872	0	0	0

#### 2 款 保険給付費

##### 1 項 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	2,866,428	45,859	2,912,287	45,859			
				県支出金			
計	2,895,666	45,859	2,941,525	45,859	0	0	0

#### 2 款 保険給付費

##### 2 項 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	373,824	26,898	400,722	26,898			
				県支出金			
計	374,324	26,898	401,222	26,898	0	0	0

#### 7 款 予備費

##### 1 項 予備費

1 予備費	24,301	26,162	50,463				26,162
計	24,301	26,162	50,463	0	0	0	26,162

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 △3,872	1 給付関係事務費	千円 △3,872
		1) 給付関係事務費	△3,872
		( 県支出金	△ 15,840)
		( 国庫支出金	11,968)

18 負担金補助及び交付金	45,859	1 一般被保険者療養給付費	45,859
		1) 一般被保険者療養給付費	45,859
		( 県支出金	45,859)

18 負担金補助及び交付金	26,898	1 一般被保険者高額療養費	26,898
		1) 一般被保険者高額療養費	26,898
		( 県支出金	26,898)

28 予備費	26,162	1 予備費	26,162
		1) 予備費	26,162

## 議案第 26 号

### 令和 6 年度常滑市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度常滑市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,469 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,022,377 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 230,570	千円 △6,469	千円 224,101
	1 一般会計繰入金	230,570	△6,469	224,101
歳 入 合 計		1,028,846	△6,469	1,022,377

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 55,554	千円 △6,469	千円 49,085
	1 総務管理費	53,834	△6,469	47,365
歳 出 合 計		1,028,846	△6,469	1,022,377

# 令和 6 年度

常滑市後期高齢者医療特別会計

補正予算説明書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	793,106	0	793,106
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	230,570	△6,469	224,101
4 繰越金	3,841	0	3,841
5 諸収入	1,328	0	1,328
歳入合計	1,028,846	△6,469	1,022,377

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	55,554	△6,469	49,085
2 後期高齢者医療広域連合納付金	968,134	0	968,134
3 諸支出金	1,317	0	1,317
4 予備費	3,841	0	3,841
歳 出 合 計	1,028,846	△6,469	1,022,377

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		△6,469	0
			0
			0
			0
0	0	△6,469	0

## 2 歳 入

### 3 款 繰入金

#### 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 事務費繰入金	千円 55,552	千円 △6,469	千円 49,083
計	230,570	△6,469	224,101

節		説	明
区 分	金 額		
1 事務費繰入金	千円 △6,469	事務費繰入金	千円 △6,469

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 53,834	千円 △6,469	千円 47,365	千円	千円	千円 △6,469 繰入金	千円
計	53,834	△6,469	47,365	0	0	△6,469	0

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 △6,469	1 事業委託費	千円 △6,469
		1) 高齢者保健事業・介護予防一体の実施事業費 (繰入金 △ 6,469)	△6,469

議案第 27 号

令和 6 年度常滑市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度常滑市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,371 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,298,622 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		千円 1,351,331	千円 △4,320	千円 1,347,011
	1 支払基金交付金	1,351,331	△4,320	1,347,011
5 県支出金		738,773	△3,051	735,722
	1 県負担金	705,279	△4,801	700,478
	2 県補助金	33,494	1,750	35,244
7 繰入金		814,054	△2,000	812,054
	1 一般会計繰入金	814,054	△2,000	812,054
歳入合計		5,307,993	△9,371	5,298,622

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 4,875,634	千円 △30,000	千円 4,845,634
	1 介護サービス費	4,510,586	△10,000	4,500,586
	5 特定入所者介護サービス等費	106,978	△20,000	86,978
3 地域支援事業費		214,258	14,000	228,258
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	86,966	14,000	100,966
7 予備費		9,882	6,629	16,511
	1 予備費	9,882	6,629	16,511
歳出合計		5,307,993	△9,371	5,298,622

令和 6 年度

常滑市介護保険事業特別会計

補正予算説明書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	1,079,458	0	1,079,458
2 使用料及び手数料	70	0	70
3 国庫支出金	1,194,552	0	1,194,552
4 支払基金交付金	1,351,331	△4,320	1,347,011
5 県支出金	738,773	△3,051	735,722
6 財産収入	43	0	43
7 繰入金	814,054	△2,000	812,054
8 繰越金	129,600	0	129,600
9 諸収入	112	0	112
歳入合計	5,307,993	△9,371	5,298,622

## (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	132,109	0	132,109
2 保険給付費	4,875,634	△30,000	4,845,634
3 地域支援事業費	214,258	14,000	228,258
4 基金積立金	16,545	0	16,545
5 公債費	1	0	1
6 諸支出金	59,564	0	59,564
7 予備費	9,882	6,629	16,511
歳 出 合 計	5,307,993	△9,371	5,298,622

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			0
△4,801		△8,100	△17,099
1,750		3,780	8,470
			0
			0
			0
			6,629
△3,051	0	△4,320	△2,000

## 2 歳 入

### 4 款 支払基金交付金

#### 1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 介護給付費交付金	1,320,333	△8,100	1,312,233
2 地域支援事業支援交付金	30,998	3,780	34,778
計	1,351,331	△4,320	1,347,011

### 5 款 県支出金

#### 1 項 県負担金

1 介護給付費負担金	705,279	△4,801	700,478
計	705,279	△4,801	700,478

### 5 款 県支出金

#### 2 項 県補助金

1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	14,351	1,750	16,101
計	33,494	1,750	35,244

### 7 款 繰入金

#### 1 項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	609,441	△3,750	605,691
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	14,351	1,750	16,101
計	814,054	△2,000	812,054

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	千円 △8,100	介護給付費交付金	千円 △8,100
1 現年度分	3,780	地域支援事業支援交付金	3,780

1 現年度分	△4,801	介護給付費負担金	△4,801

1 現年度分	1,750	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	1,750

1 現年度分	△3,750	介護給付費繰入金	△3,750
1 現年度分	1,750	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	1,750

### 3 歳 出

#### 2 款 保険給付費

##### 1 項 介護サービス費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護サービス費	千円 4,510,586	千円 △10,000	千円 4,500,586	千円 △1,451 県支出金	千円 0	千円 △2,700 支払基金交付金	千円 △5,849
計	4,510,586	△10,000	4,500,586	△1,451	0	△2,700	△5,849

#### 2 款 保険給付費

##### 5 項 特定入所者介護サービス等費

1 特定入所者介護サービス等費	106,978	△20,000	86,978	△3,350 県支出金	0	△5,400 支払基金交付金	△11,250
計	106,978	△20,000	86,978	△3,350	0	△5,400	△11,250

#### 3 款 地域支援事業費

##### 1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	86,966	14,000	100,966	1,750 県支出金	0	3,780 支払基金交付金	8,470
計	86,966	14,000	100,966	1,750	0	3,780	8,470

#### 7 款 予備費

##### 1 項 予備費

1 予備費	9,882	6,629	16,511				6,629
計	9,882	6,629	16,511	0	0	0	6,629

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	千円 △10,000	1 介護サービス費	千円 △10,000
		1) 介護サービス費	△10,000
		( 支払基金交付金	△ 2,700)
		( 県支出金	△ 1,451)

18 負担金補助及び交付金	△20,000	1 特定入所者介護サービス等費	△20,000
		1) 特定入所者介護サービス等費	△20,000
		( 支払基金交付金	△ 5,400)
		( 県支出金	△ 3,350)

18 負担金補助及び交付金	14,000	1 介護予防・生活支援サービス事業費	14,000
		1) 介護予防・生活支援サービス事業費	14,000
		( 支払基金交付金	3,780)
		( 県支出金	1,750)

28 予備費	6,629	1 予備費	6,629
		1) 予備費	6,629

議案第 28 号

令和 6 年度常滑市常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算  
(第 2 号)

令和 6 年度常滑市の常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,360 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111,234 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 26 日提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 18,200	千円 △8,200	千円 10,000
	1 国庫補助金	18,200	△8,200	10,000
2 県支出金		9,100	△4,100	5,000
	1 県負担金	9,100	△4,100	5,000
4 繰入金		84,071	2,240	86,311
	1 一般会計繰入金	84,071	2,240	86,311
6 市債		8,800	△4,300	4,500
	1 市債	8,800	△4,300	4,500
歳入合計		125,594	△14,360	111,234

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理費		千円 69,674	千円 △9,500	千円 60,174
	1 土地区画整理費	69,674	△9,500	60,174
2 公債費		49,938	122	50,060
	1 公債費	49,938	122	50,060
3 予備費		5,982	△4,982	1,000
	1 予備費	5,982	△4,982	1,000
歳出合計		125,594	△14,360	111,234

## 第2表 地方債補正

### 1 変更

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前	土地区画整理事業	千円 8,800	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
	計	8,800	—	—	—
補正後	土地区画整理事業	千円 4,500	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
	計	4,500	—	—	—



令和 6 年 度

常滑市常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計

補 正 予 算 説 明 書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	千円 18,200	千円 △8,200	千円 10,000
2 県支出金	9,100	△4,100	5,000
3 財産収入	10	0	10
4 繰入金	84,071	2,240	86,311
5 繰越金	5,413	0	5,413
6 市債	8,800	△4,300	4,500
歳入合計	125,594	△14,360	111,234

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 土地区画整理費	69,674	△9,500	60,174
2 公債費	49,938	122	50,060
3 予備費	5,982	△4,982	1,000
歳 出 合 計	125,594	△14,360	111,234

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
△12,300	△4,300		7,100
			122
			△4,982
△12,300	△4,300	0	2,240

## 2 歳 入

### 1 款 国庫支出金

#### 1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 土地区画整理費国庫補助金	18,200	△8,200	10,000
計	18,200	△8,200	10,000

### 2 款 県支出金

#### 1 項 県負担金

1 土地区画整理費県負担金	9,100	△4,100	5,000
計	9,100	△4,100	5,000

### 4 款 繰入金

#### 1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	84,071	2,240	86,311
計	84,071	2,240	86,311

### 6 款 市債

#### 1 項 市債

1 土地区画整理事業債	8,800	△4,300	4,500
計	8,800	△4,300	4,500

節		説明	
区分	金額		
1 土地区画整理 費国庫補助金	千円 △8,200	社会資本整備総合交付金（基幹事業）	千円 △8,200

1 土地区画整理 費県負担金	△4,100	常滑駅周辺土地区画整理事業費県負担金	△4,100

1 一般会計繰入 金	2,240	一般会計繰入金	2,240

1 土地区画整理 事業債	△4,300	常滑駅周辺土地区画整理事業（基幹事業）	△4,300

### 3 歳 出

#### 1 款 土地区画整理費

##### 1 項 土地区画整理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 土地区画整理費	千円 69,674	千円 △9,500	千円 60,174	千円 △12,300 国庫支出金 △8,200 県支出金 △4,100	千円 △4,300 市債	千円	千円 7,100
計	69,674	△9,500	60,174	△12,300	△4,300	0	7,100

#### 2 款 公債費

##### 1 項 公債費

1 元金	48,949	△72	48,877				△72
2 利子	989	194	1,183				194
計	49,938	122	50,060	0	0	0	122

#### 3 款 予備費

##### 1 項 予備費

1 予備費	5,982	△4,982	1,000				△4,982
計	5,982	△4,982	1,000	0	0	0	△4,982

節		説明	千円
区分	金額		
12 委託料	千円 △1,500	1 土地区画整理費	△9,500
14 工事請負費	△6,000	1) 常滑駅周辺土地区画整理費	△9,500
21 補償補填及び賠償金	△2,000	( 国庫支出金	△ 8,200)
		( 県支出金	△ 4,100)
		( 市債	△ 4,300)

22 償還金利子及び割引料	△72	1 市債償還元金	△72
		1) 駅周辺市債償還元金	△72
22 償還金利子及び割引料	194	2 市債償還利子	194
		1) 駅周辺市債償還利子	194

28 予備費	△4,982	1 予備費	△4,982
		1) 予備費	△4,982

# 地 方 債 調 書

区 分	当該年度中起債見込額			当該年度末現在高見込額		
	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額
1 土地区画整理事業債	千円 8,800	千円 △ 4,300	千円 4,500	千円 310,260	千円 △ 4,300	千円 305,960
合 計	8,800	△ 4,300	4,500	367,524	△ 4,300	363,224

議案第29号

常滑市立学校施設使用条例の制定について

常滑市立学校施設使用条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市立学校施設使用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、常滑市立学校の施設及びこれに付帯する設備（以下「学校施設等」という。）を学校教育上支障のない範囲において、社会教育、社会体育その他公共のために使用させることについて必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 学校施設等を使用しようとする者は、常滑市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。学校施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、学校施設等の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設等の使用を許可しない。

- (1) 学校教育上支障があると認めるとき。
- (2) 学校管理上支障があると認めるとき。
- (3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認めるとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (5) 施設又は設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(6) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(目的外使用の禁止等)

第4条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が受ける損害については、教育委員会はその責を負わない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第5条第1項第3号の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じたとき。

(2) 使用者の責に帰することができない理由で使用できなくなったとき。

(3) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は過失により学校施設等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第6条関係）

施設		単位	金額
常滑市立三和小学校	屋内運動場	1時間	200円
常滑市立大野小学校			
常滑市立鬼崎北小学校			
常滑市立鬼崎南小学校			
常滑市立常滑西小学校			
常滑市立常滑東小学校			
常滑市立西浦北小学校			
常滑市立西浦南小学校			
常滑市立青海中学校	屋内運動場	1時間	200円
	柔道場・剣道場		
	卓球場		
常滑市立鬼崎中学校	屋内運動場	1時間	200円
	柔道場		
	剣道場		
	卓球場		
常滑市立常滑中学校	屋内運動場	1時間	200円
	柔道場・剣道場		
	卓球場		

	体操場		
常滑市立南陵中学校	屋内運動場		
	剣道場		
	柔道場・レスリング場		
	卓球場		

#### 備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は1時間とみなす。1時間を超える使用時間に1時間未満の端数がある場合も同様とする。
- 2 屋内運動場の冷暖房設備を使用する場合は、この表に定める使用料に1時間当たり1,400円を加算する。

#### 提案理由

小学校・中学校屋内運動場への冷暖房設備の整備を契機とし、その設備使用料並びに小学校・中学校屋内運動場及び中学校柔道場・剣道場等の施設使用料を定めるため。

# 常滑市立学校施設使用条例の制定について

## 1 趣旨

小学校・中学校屋内運動場（体育館）への冷暖房設備の整備を契機とし、その設備使用料並びに小学校・中学校屋内運動場及び中学校柔道場・剣道場等の施設使用料を定めるもの。

## 2 制定内容

条例	規定概要							
第1条（趣旨）	本条例の趣旨を定めるもの。							
第2条（使用の許可）	使用する前に、教育委員会の許可を受けなければならないことを定めるもの。							
第3条（使用の制限）	使用の許可を認めない事項を定めるもの。							
第4条（目的外使用の禁止等）	許可を受けた目的外の使用又はその権利を譲渡・転貸を禁止するもの。							
第5条（使用許可の取消し等）	使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる事項を定めるもの。							
第6条（使用料）	<p>使用料の納付が必要な施設及びその使用料を定めるもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校・中学校屋内運動場</td> <td rowspan="2">1 時間</td> <td rowspan="2">200円</td> </tr> <tr> <td>中学校柔道場・剣道場等</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 屋内運動場の冷暖房設備を使用する場合は、1時間あたり1,400円を加算する。</p>	施設	単位	金額	小学校・中学校屋内運動場	1 時間	200円	中学校柔道場・剣道場等
施設	単位	金額						
小学校・中学校屋内運動場	1 時間	200円						
中学校柔道場・剣道場等								
第7条（使用料の減免）	使用料の減免ができることを定めるもの。							

条例	規定概要
第8条（使用料の還付）	納付された使用料は還付しないが、例外としてその全部又は一部を還付することができる事項を定めるもの。
第9条（損害賠償）	使用者が故意又は過失により施設等を破損又は滅失したときに、その損害について賠償させることができることを定めるもの。
第10条（委任）	本条例の施行に関し必要な事項を別途、教育委員会規則で定められるもの。

### 3 施行期日

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

#### 【参考】

別途、教育委員会規則及び減免取扱要綱で以下のこと等を定める予定。

項目	規定概要
使用の許可 （使用条例第2条関係）	・使用できる者：主として本市に在住、在勤又は在学する者で構成される団体 ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない [例：市体育協会に属する団体、地域クラブ、各地区等]
使用料 （使用条例第6条関係）	・施設を使用できる時間帯区分：午前（9時～12時）、午後（13時～17時）、 夜間（18時～21時）、昼間（9時～17時）、全日（9時～21時）
使用料の減免 （使用条例第7条関係）	<p>《全額減免できるもの》</p> <p>1. 本市又は教育委員会が主催又は共催して行う活動 [例：市総合防災訓練、住民説明会等]</p> <p>《施設使用料を全額減免し、冷暖房設備使用料を半額減免できるもの》</p> <p>1. 市内の園児、小・中学生が参加する活動で教育委員会が認めるもの [例：市体育協会〇〇大会、子ども会の活動等]</p> <p>2.    //    属する団体が行う活動で教育委員会が認めるもの [例：地域クラブの活動、スポーツ少年団の活動等]</p> <p>3. その他教育委員会が必要と認める活動 [例：地区祭礼・盆踊り等]</p>

議案第30号

常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年常滑市条例第33号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p>

## 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため。

# 常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正について

(資料)

## 1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

番号法の一部改正により、引用条文の項ずれが生じたことから引用箇所を改正する。

## 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第31号

常滑市宿泊税条例の一部改正について

常滑市宿泊税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市宿泊税条例の一部を改正する条例

常滑市宿泊税条例（令和6年常滑市条例第1号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別徴収義務者の申告等)</p> <p>第7条 市内において旅館業等を営もうとする者は、旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番</p>	<p>(特別徴収義務者の申告等)</p> <p>第7条 市内において旅館業等を営もうとする者は、旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番</p>

改正後	改正前
<p>号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため。

# 常滑市宿泊税条例の一部改正について

---

## 1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

番号法の一部改正により、引用条文の項ずれが生じたことから引用箇所を改正する。

## 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第32号

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和35年常滑市条例第10号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の分限の手續及び効果<u>並びに失職の特例</u>に関する条例</p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項<u>並びに</u>第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果<u>並びに失職の特例</u>に関し、規定することを目的とする。</p> <p><u>（失職の特例）</u></p> <p>第12条 <u>任命権者は、職務上の過失による事故又は過失</u></p>	<p>職員の分限の手續及び効果に関する条例</p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項<u>及び</u>第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果に関し、規定することを目的とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>による交通事故に係る罪により拘禁刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする</u>ことができる。</p> <p><u>2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(刑法の一部改正に関する経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）の前日までの間における改正後の職員の分限の手續及び効果並びに失職の特例に関する条例第12条第1項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

提案理由

地方公務員は、地方公務員法第16条及び第28条第4項の規定により、条例に定めがない限り、いかなる理由であっても禁錮以上の刑に処せられた場合は自動失職することとなる。職員の適切な身分保障及び人材確保の面から、地方公務員法

第16条第1号の規定に該当した場合でも事案に応じて情状を考慮する余地を持たせるため、所要の改正をするもの。

# 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について

## 1 趣旨

地方公務員は、地方公務員法第16条及び第28条第4項の規定により、条例に定めがない限り、いかなる理由であっても禁錮以上の刑に処せられた場合は自動失職することとなる。職員の適切な身分保障及び人材確保の面から、地方公務員法第16条第1号の規定に該当した場合でも事案に応じて情状を考慮する余地を持たせるため、所要の改正をするもの。

## 2 地方公務員法の規定

- 第16条……次の各号のいずれかに該当する者は、**条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。**  
第16条第1号…**禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者**
- 第28条第4項…職員は、**第十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。**

## 3 愛知県の規定の状況

愛知県においては、職員が自動失職のリスクを抱えながら日常の業務にあたっている状況を改善するため、**令和4年に職員の分限に関する条例を改正**し、地方公務員法第16条第1号の規定に該当した場合でも事案に応じて情状を考慮する余地を持たせる規定を整備した。

## 4 改正内容

職員が**交通事故等により禁錮刑に処せられた場合**で、その刑に係る罪が**過失によるものであり、かつ、その刑の執行猶予の言渡しを受けた場合には、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする**ことができるよう失職の特例を設ける。

## 5 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第33号

常滑市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

常滑市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

常滑市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年常滑市条例第1号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p>

改正後	改正前
<p>4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項に</p>	<p>4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項に</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。) 、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 (第17条の2第1項において「配偶者等」という。) で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間 (以下「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置 (以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出 (次条において「請求等」という。) に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度 (4月1日から翌年の3月31日までをい</u></p>	<p>において同じ。) 、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間 (以下「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>

改正後	改正前
<p><u>う。)</u>において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の常滑市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

国家公務員における「仕事と生活の両立支援の拡充」に伴い、所要の改正をするため。

# 常滑市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

## 1 趣旨

国家公務員において、仕事と生活の両立支援の拡充を目的として、時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲の拡大及び勤務環境の整備に関する措置がされることに伴い、所要の改正をするもの。

## 2 改正内容

- (1) 時間外勤務の免除対象となる職員の範囲の拡大  
職員が申請することにより時間外勤務が免除される職員の範囲を、現行の「3歳未満の子を養育するために申請した職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために申請した職員」に改正する。
- (2) 勤務環境の整備に関する措置の新設  
介護による離職を防止するため、仕事と介護の両立支援に関する措置を講じる。
  - ① 家族の介護に直面した旨を申し出た職員に対する仕事と介護の両立支援制度等の周知・意向確認の実施
  - ② 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供
  - ③ 研修の実施及び相談体制の整備

## 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、「2(1) 時間外勤務の免除対象となる職員の範囲の拡大」により、新たに申請が可能となった職員(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員)の当該申請に係る経過措置は、公布の日から施行する。

議案第34号

常滑市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

常滑市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

常滑市職員の育児休業等に関する条例（平成4年常滑市条例第1号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするため</p>

改正後	改正前
<p>勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>	<p>の時間」という。) の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、引用条文の条ずれが生じたことから引用箇所を改正するため。

議案第35号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年常滑市条例第12号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償又は旅費の額	区分	報酬の額	費用弁償又は旅費の額
教育委員会委員	月額 46,000円	常滑市特別職の職員で非常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和29年常滑市	教育委員会委員	月額 46,000円	常滑市特別職の職員で非常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和29年常滑市
選挙管理委員会	委員長 月額 18,000円		選挙管理委員会 委員長 月額 16,500円		
	委員 月額 14,000円		委員 月額 14,000円		
監査委員	識見を有する者 月額 101,000円		監査委員	識見を有する者 月額 80,000円	

改正後				改正前				
	議会選出者	月額	34,200円		議会選出者	月額	20,000円	
公平委員会	委員長	日額	8,500円	条例第15号)に規定する市長の額相当額	公平委員会委員		日額	5,000円
	委員	日額	7,500円		農業委員会	会長	月額	21,000円
農業委員会	会長	月額	25,300円			委員	月額	17,500円
	委員	月額	21,000円			農地利用最適化推進委員	農地利用最適化推進委員	月額
	農地利用最適化推進委員	月額	21,000円		固定資産評価審査委員会委員			
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	8,500円		選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に定める額。ただし、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の立会時間が、立会をした投票所又は期日前投票所	常滑市職員の旅費に関する条例（昭和40年常滑市条例第31号）に規定する8級の職務にある者の額相当額	
	委員	日額	7,500円		投票所の投票管理者			
選挙長		日額	12,200円		期日前投票所の投票管理者			
投票所の投票管理者		日額	14,500円		開票管理者			
期日前投票所の投票管理者		日額	12,800円		投票所の投票立会人			
開票管理者		日額	12,200円	期日前投票所の投票立会人				
				常滑市職員の旅費に関する条例（昭和40年常滑市条例第31号）に規定する8				

改正後			改正前				
投票所の投票立会人	日額	14,600円	級の職務にある者の額相当額	開票立会人	の投票時間に満たないときの投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬の額は、当該額に2分の1を乗じて得た額とする。		
期日前投票所の投票立会人	日額	10,900円		選挙立会人			
開票立会人	日額	10,100円		保健センター所長	月額	74,000円	
選挙立会人	日額	10,100円		介護認定審査会	会長及び委員長	日額	23,600円
保健センター所長	月額	74,000円				委員	日額
介護認定審査会	会長及び委員長	日額	23,600円	介護認定審査会	会長及び委員長	日額	23,600円
		委員	日額			20,400円	委員
障がい者総合支援認定審査会	会長	日額	23,600円	障がい者総合支援認定審査会	会長	日額	23,600円
	委員	日額	20,400円		委員	日額	20,400円
いじめ問題専門委員会	委員長	日額	11,000円	国民健康保険運営協議会委員	日額	5,000円	
	委員	日額	10,000円	いじめ問題専門委員	日額	10,000円	
いじめ問題調査委員会	委員長	日額	21,000円	いじめ問題調査委員	日額	20,000円	
	委員	日額	20,000円	社会教育委員	日額	5,000円	

改正後			改正前		
文化財保護審議会	会長	日額 8,600円	文化財保護審議会委員	日額 5,000円	
	委員	日額 7,600円			
学校医 学校歯科医	基本額	年額 250,000円	学校医 学校歯科医	基本額	年額 250,000円
	人数割	年額 1人につき 860円		人数割	年額 1人につき 860円
	執務給	1回 43,800円		執務給	1回 43,800円
学校薬剤師	基本額	年額 92,000円	学校薬剤師	基本額	年額 92,000円
	執務給	1回 43,800円		執務給	1回 43,800円
保育園嘱託医 保育園嘱託歯科医	基本額	年額 250,000円	保育園嘱託医 保育園嘱託歯科医	基本額	年額 250,000円
	人数割	年額 1人につき 860円		人数割	年額 1人につき 860円
	執務給	1回 43,800円		執務給	1回 43,800円
地方独立 行政法人 知多半島 総合医療 機構評価 委員会	委員長	日額 8,400円	地方独立 行政法人 知多半島 総合医療 機構評価 委員会	委員長	日額 8,400円
	委員	日額 7,700円		委員	日額 7,700円
			その他委員会審議会	日額 5,000円	

改正後			改正前		
スポーツ 推進委員	委員長	日額 8,500円	の委員等		
	委員	日額 7,500円			
産業医	産業医	年額 600,000円			
	学校産業 医	年額 200,000円			
	ボートレ ース事業 局産業医	年額 200,000円			
その他委 員会審議 会の委員 等	委員長等	日額 7,500円			
	委員	日額 6,500円			
備考				備考	
<p>1 選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人について、その職務が引き続き翌日にわたるときは、これを1日とみなす。</p> <p>2 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人について、その職務の従事時間内に交替する場合にあっては、当該額を超えない範囲内で市長が定める額とする。</p> <p>3 学校医及び保育園嘱託医を兼ねる非常勤の職員並</p>			<p>備考 学校医及び保育園嘱託医を兼ねる非常勤の職員並びに学校歯科医及び保育園嘱託歯科医を兼ねる非常勤の職員に対して支給する基本額は、この表の定めにかかわらず、年額25万円とする。</p>		

改正後	改正前
びに学校歯科医及び保育園嘱託歯科医を兼ねる非常勤の職員に対して支給する基本額は、この表の定めにかかわらず、年額25万円とする。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告及び最低賃金の引上げにより一般職の職員の給与が引き上げられていることから、特別職の職員で非常勤の者について、処遇の改善を図るため、報酬額を改定するもの。

# 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

## 1 趣旨

人事院勧告及び最低賃金の引上げにより一般職の職員の給与が引き上げられていることから、特別職の職員で非常勤の者について、処遇の改善を図るため、報酬額を改定するもの。

## 2 改正の内容

近隣市の報酬額を参考に議案1ページの新旧対照表のとおり報酬額を改定する。

## 3 改正による影響額

年 度	影響額
令和7年度	3,722千円

## 4 施行期日

この条例は、令和7年4月1日に施行する。

議案第36号

常滑市職員の給与に関する条例等の一部改正について

常滑市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常滑市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常滑市職員の給与に関する条例(昭和36年常滑市条例第2号)のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当</u>及び退職手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第6条 略</p>

改正後	改正前
<p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 <u>次に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>55歳（市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員</u></p> <p>(2) <u>行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員</u></p> <p>6～8 略</p> <p><u>(扶養手当)</u></p>	<p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（<u>行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給</u>）とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 <u>55歳（市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>6～8 略</p> <p><u>(扶養手当)</u></p>

改正後	改正前
<p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき13,000円、<u>前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員にあっては、3,500円）とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による</p>	<p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）</u>については1人につき6,500円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員（以下「<u>行(1)8級職員</u>」という。）にあっては、3,500円）、<u>同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を</p>

改正後	改正前
<p>額に加算した額とする。</p> <p><u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p>第13条 <u>削除</u></p>	<p>乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第13条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p><u>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</u></p> <p><u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p> <p><u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p><u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p><u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p><u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定に係るものがある行(1)8級職員が行(1)8級職員以外の職員となった場合</u></p>

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が居住するための住宅(市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの</p>	<p><u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)8級職員以外のものが行(1)8級職員となった場合</u></p> <p><u>(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分3</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの</p>

改正後	改正前
<p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項に掲げる職員に支給する1箇月当たりの通勤手当の額は、<u>150,000円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める。</p> <p>3 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>	<p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項に掲げる職員に支給する1箇月当たりの通勤手当の額は、<u>55,000円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める。</p> <p>3 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u> <u>(任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)</u> その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で</p>

改正後	改正前
<p>4 略</p> <p><u>(管理職員特別勤務手当)</u></p> <p><u>第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p><u>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。</u></p> <p><u>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、</u></p>	<p>定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 略</p>

改正後	改正前
<p><u>10,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額</u></p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)  第24条の2 第6条第1項から第8項まで及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p><u>(寒冷地手当)</u></p> <p><u>第21条の2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において市長が規則で定める地域(以下「寒冷地」という。)に在勤する職員(常時勤務に服する職員をいい、市長が規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。)に対して支給する。</u></p> <p><u>2 寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じて17,800円を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)  第24条の2 第6条第1項から第8項まで、<u>第12条、第13条、第14条及び第21条の2</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

改正後										改正前										
(雑則) 第28条 給料、管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は市長が規則で定める。										(雑則) 第28条 給料、管理職手当、 <u>扶養手当</u> 、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、 <u>勤勉手当及び寒冷地手当</u> の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は市長が規則で定める。										
別表第1 (第4条関係) 行政職給料表(1)										別表第1 (第4条関係) 行政職給料表(1)										
職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
	号給	給料 月額		号給	給料 月額															
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600		
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000		
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500		
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900		
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800		
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900		
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000		
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200		
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100		
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200			

改正後										改正前										
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500		

改正後										改正前									
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		

改正後										改正前									
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			

改正後										改正前									
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
86	256,000	297,100	346,000							86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	346,400							87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
88	256,600	297,700	346,800							88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
89	256,900	298,000	347,000							89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
90	257,200	298,300	347,400							90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
91	257,500	298,600	347,800							91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
92	257,800	299,000	348,200							92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
93	258,100	299,200	348,400							93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
94		299,400	348,800							94		299,400	347,400						
95		299,700	349,200							95		299,700	347,800						
96		300,100	349,500							96		300,100	348,200						
97		300,300	349,800							97		300,300	348,400						
98		300,600	350,200							98		300,600	348,800						
99		301,000	350,600							99		301,000	349,200						
100		301,400	351,000							100		301,400	349,500						
101		301,600	351,500							101		301,600	349,800						
102		301,900	351,900							102		301,900	350,200						
103		302,200	352,300							103		302,200	350,600						
104		302,500	352,700							104		302,500	351,000						
105		302,700	353,200							105		302,700	351,500						
106		303,000	353,600							106		303,000	351,900						

改正後										改正前										
	107		303,300	353,900							107		303,300	352,300						
	108		303,600	354,200							108		303,600	352,700						
	109		303,800	354,700							109		303,800	353,200						
	110		304,200								110		304,200	353,600						
	111		304,600								111		304,600	353,900						
	112		304,900								112		304,900	354,200						
	113		305,100								113		305,100	354,700						
	114		305,300								114		305,300							
	115		305,600								115		305,600							
	116		306,000								116		306,000							
	117		306,200								117		306,200							
	118		306,400								118		306,400							
	119		306,700								119		306,700							
	120		307,000								120		307,000							
	121		307,400								121		307,400							
	122		307,600								122		307,600							
	123		307,900								123		307,900							
	124		308,200								124		308,200							
	125		308,500								125		308,500							
定年前再任用短時間勤		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	定年前再任用短時間勤		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

改正後										改正前									
務職員										務職員									
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。										備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。									
別表第2（第4条関係）										別表第2（第4条関係）									
行政職給料表（2）										行政職給料表（2）									
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級					1級	2級	3級	4級	5級				
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						給料月額	給料月額	給料月額	
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円					円	円	円	円	円				
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100					166,500	227,700	244,600	276,800	298,300				
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500					167,700	228,500	245,400	277,800	300,100				
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800					168,800	229,300	246,200	278,800	301,700				
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000					169,900	230,100	246,900	279,700	303,300				
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000					171,200	230,800	247,600	280,400	304,500				
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200					172,400	231,600	248,700	281,100	305,500				
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400					173,600	232,400	249,700	281,800	306,400				
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500					174,800	233,200	250,700	282,500	307,200				
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600					175,800	234,000	251,700	283,100	308,100				
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700					177,000	234,700	252,900	283,700	309,500				
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800					178,300	235,400	254,000	284,300	310,800				
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900					179,500	236,100	255,000	284,900	312,000					

改正後							改正前						
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900		13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000	
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000		14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200	
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100		15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400	
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200		16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500	
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200		17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600	
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300		18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700	
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400		19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800	
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400		20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900	
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400		21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900	
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400		22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000	
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400		23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100	
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400		24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200	
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400		25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200	
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300		26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300	
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400		27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400	
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400		28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400	
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400		29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400	
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400		30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400	
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400		31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400	
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300		32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400	
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200		33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400	
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100		34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300	
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000		35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400	
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900		36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400	

改正後							改正前						
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800		37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400	
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800		38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400	
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800		39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400	
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700		40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300	
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600		41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200	
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500		42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100	
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400		43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000	
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200		44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900	
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000		45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800	
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800		46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800	
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600		47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800	
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300		48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700	
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000		49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600	
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800		50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500	
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600		51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400	
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200		52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200	
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900		53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000	
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500		54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800	
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200		55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600	
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900		56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300	
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500		57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000	
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000		58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800	
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500		59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600	
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000		60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200	

改正後							改正前						
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400		61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900	
62	240,200	259,100	287,600	313,800			62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500	
63	240,500	259,500	288,200	314,400			63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200	
64	240,700	259,800	288,800	315,000			64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900	
65	240,900	260,100	289,300	315,600			65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500	
66	241,200	260,400	289,800	316,000			66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500			67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000			68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300			69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400	
70	242,200	261,400	291,800	317,800			70	238,100	261,400	289,800	316,000		
71	242,500	261,700	292,200	318,300			71	238,400	261,700	290,300	316,500		
72	242,700	261,900	292,600	318,700			72	238,700	261,900	290,800	317,000		
73	242,900	262,100	293,000	318,900			73	238,900	262,100	291,300	317,300		
74	243,200	262,400	293,400	319,200			74	239,200	262,400	291,800	317,800		
75	243,500	262,700	293,800	319,400			75	239,500	262,700	292,200	318,300		
76	243,700	262,900	294,200	319,700			76	239,700	262,900	292,600	318,700		
77	243,900	263,100	294,600	320,000			77	239,900	263,100	293,000	318,900		
78	244,200	263,400	295,000	320,300			78	240,200	263,400	293,400	319,200		
79	244,500	263,700	295,400	320,600			79	240,500	263,700	293,800	319,400		
80	244,700	263,900	295,900	320,800			80	240,700	263,900	294,200	319,700		
81	244,900	264,100	296,200	321,000			81	240,900	264,100	294,600	320,000		
82	245,200	264,400	296,700	321,300			82	241,200	264,400	295,000	320,300		
83	245,400	264,700	297,200	321,600			83	241,500	264,700	295,400	320,600		
84	245,700	264,900	297,700	321,800			84	241,700	264,900	295,900	320,800		

改正後							改正前						
85	245,900	265,100	298,000	322,000			85	241,900	265,100	296,200	321,000		
86	246,100	265,300	298,500	322,300			86	242,200	265,300	296,700	321,300		
87	246,400	265,600	299,000	322,600			87	242,500	265,600	297,200	321,600		
88	246,700	265,900	299,300	322,900			88	242,700	265,900	297,700	321,800		
89	246,900	266,100	299,700	323,100			89	242,900	266,100	298,000	322,000		
90	247,200	266,300	300,200	323,400			90	243,200	266,300	298,500	322,300		
91	247,500	266,600	300,700	323,700			91	243,500	266,600	299,000	322,600		
92	247,700	266,800	301,200	323,900			92	243,700	266,800	299,300	322,900		
93	247,900	267,100	301,500	324,100			93	243,900	267,100	299,700	323,100		
94	248,200	267,400	301,900	324,400			94	244,200	267,400	300,200	323,400		
95	248,500	267,700	302,400	324,700			95	244,500	267,700	300,700	323,700		
96	248,700	267,900	302,900	324,900			96	244,700	267,900	301,200	323,900		
97	248,900	268,100	303,300	325,100			97	244,900	268,100	301,500	324,100		
98	249,200	268,400	303,700				98	245,200	268,400	301,900	324,400		
99	249,500	268,600	304,000				99	245,400	268,600	302,400	324,700		
100	249,700	268,900	304,300				100	245,700	268,900	302,900	324,900		
101	249,900	269,100	304,600				101	245,900	269,100	303,300	325,100		
102	250,200	269,300	305,000				102	246,100	269,300	303,700			
103	250,500	269,600	305,300				103	246,400	269,600	304,000			
104	250,700	269,900	305,700				104	246,700	269,900	304,300			
105	250,900	270,100	306,000				105	246,900	270,100	304,600			
106		270,300	306,400				106	247,200	270,300	305,000			
107		270,600	306,800				107	247,500	270,600	305,300			
108		270,800	307,100				108	247,700	270,800	305,700			

改正後						改正前						
	109		271, 100	307, 300			109	247, 900	271, 100	306, 000		
	110		271, 400	307, 600			110	248, 200	271, 400	306, 400		
	111		271, 700	307, 900			111	248, 500	271, 700	306, 800		
	112		271, 900	308, 100			112	248, 700	271, 900	307, 100		
	113		272, 100	308, 300			113	248, 900	272, 100	307, 300		
	114		272, 400	308, 600			114	249, 200	272, 400	307, 600		
	115		272, 600	308, 900			115	249, 500	272, 600	307, 900		
	116		272, 800	309, 100			116	249, 700	272, 800	308, 100		
	117		273, 100	309, 300			117	249, 900	273, 100	308, 300		
	118		273, 400	309, 600			118	250, 200	273, 400	308, 600		
	119		273, 700	309, 900			119	250, 500	273, 700	308, 900		
	120		273, 900	310, 100			120	250, 700	273, 900	309, 100		
	121		274, 100	310, 300			121	250, 900	274, 100	309, 300		
	122		274, 300	310, 600			122		274, 300	309, 600		
	123		274, 600	310, 900			123		274, 600	309, 900		
	124		274, 900	311, 100			124		274, 900	310, 100		
	125		275, 100	311, 300			125		275, 100	310, 300		
	126		275, 300	311, 600			126		275, 300	310, 600		
	127		275, 600	311, 900			127		275, 600	310, 900		
	128		275, 900	312, 100			128		275, 900	311, 100		
	129		276, 100	312, 300			129		276, 100	311, 300		
	130		276, 300				130		276, 300	311, 600		
	131		276, 600				131		276, 600	311, 900		
	132		276, 900				132		276, 900	312, 100		

改正後							改正前							
	133		277,100					133		277,100	312,300			
	134		277,300					134		277,300				
	135		277,600					135		277,600				
	136		277,900					136		277,900				
	137		278,100					137		278,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800		定年前 再任用 短時間 勤務職 員		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800
備考 この表は、自動車運転手、技能士、整備士、警備士、調理士、電話交換手、調理員、用務員その他の職員で市長が定めるものに適用する。							備考 この表は、自動車運転手、技能士、整備士、警備士、調理士、電話交換手、調理員、用務員その他の職員で市長が定めるものに適用する。							

(常滑市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 常滑市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年常滑市条例第26号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する <u>給与条例第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「常滑</u>	(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する <u>給与条例第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあ</u>

改正後	改正前
<p><u>市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年常滑市条例第26号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u>と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</p> <p>3 給与条例第12条、第13条、第14条、第15条の2、<u>第19条の2</u>及び第21条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 略</p>	<p>るのは「100分の87.5」とする。</p> <p>3 給与条例第12条、第13条、第14条、第15条の2及び第21条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 略</p>

第3条 常滑市一般職の任期付職員の採用等に関する条例のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 給与条例第4条から第6条まで、第8条、第10条、第12条、第14条及び第16条から第18条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第12条、第14条、第15条の2 <u>及び第19条の2</u>の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 略</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 給与条例第4条から第6条まで、第8条、第10条、第12条、<u>第13条</u>、第14条及び第16条から第18条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第12条、<u>第13条</u>、第14条、第15条の2、<u>第19条の2</u>及び第21条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 略</p>

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中常滑市職員の給与に関する条例第2条第1項の改正規定(同項中「、寒冷地手当」を削る部分を除く。)及び第19条の次に1条を加える改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の常滑市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第2条第1項及び第19条の2並びに第2条の規定による改正後の常滑市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項及び第3項の規定は、令和7年1月1日から適用する。

(号給の切替え)

3 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において常滑市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

4 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

5 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第12条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」と

する。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

6 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第13条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の8」とあるのは「100分の6」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

7 改正後の給与条例第15条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。(規則への委任)

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が規則で定める。

(常滑市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

9 常滑市職員の育児休業等に関する条例(平成4年常滑市条例第1号)のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第20条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第20条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略			略		
第16条 第3項 及び第 4項た だし書	定年前再任 用短時間勤 務職員	短時間勤務職員	第16条 第3項 及び第 4項た だし書	定年前再任 用短時間勤 務職員	短時間勤務職員

改正後			改正前		
第 24 条 の 2	第12条	第12条、第14条及び第15条の 2	第 24 条 の 2	第12条、第13条、第14条及び第21条の 2	第12条、第13条、第14条、第15条の 2 及び第21条の 2
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員		定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

10 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年常滑市条例第23号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（常滑市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第4条 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の常滑市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（常滑市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第4条 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の常滑市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する</p>

改正後	改正前
地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。	地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(常滑市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

11 常滑市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年常滑市条例第28号)のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 常滑市職員の給与に関する条例第6条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで及び第12条並びに改正後の給与条例第6条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 略</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 常滑市職員の給与に関する条例第6条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、<u>第12条、第13条、第14条及び第21条の2</u>並びに改正後の給与条例第6条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 略</p>

附則別表 号給の切替表(附則第3項関係)

(1)行政職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級

1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2

26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	

51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		

76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					

101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

(2)行政職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1

10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26

35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51

60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	

85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		

110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

#### 提案理由

一般職の国家公務員の給与改定及び管理職員特別勤務手当の導入に伴い、所要の改正をするため。

# 常滑市職員の給与に関する条例等の一部改正について

## 1 趣旨

国において、令和6年8月8日の人事院勧告を受け、一般職の国家公務員の給与が改定された。それに準じて、本市においても令和7年度の一般職の給与を改定する。また、管理職員特別勤務手当を導入するため、所要の改正をするもの。

## 2 主な改正内容

(1) 常滑市職員の給与に関する条例の一部改正について（第1条関係）

① 給料月額最低水準の引上げ

職務や職責をより重視した給料表体系の整備をするため、**3級（係長級）以上の初号給近辺の号給をカットして初号給の額を引き上げる**。また、号給のカットに伴い、職員の号給を切替表（附則別表）により切り替える。

㊦ 行政職給料表(1)

給料表の級	令和6年度	令和7年度以降
3級	1号給～113号給 (261,300円～354,700円)	1号給～109号給 (265,300円～354,700円)
4級	1号給～93号給 (287,300円～386,100円)	1号給～85号給 (298,800円～386,100円)
5級	1号給～93号給 (309,800円～398,200円)	1号給～85号給 (321,300円～398,200円)
6級	1号給～85号給 (335,000円～415,700円)	1号給～73号給 (355,200円～415,700円)
7級	1号給～61号給 (373,400円～450,900円)	1号給～45号給 (408,300円～450,900円)
8級	1号給～45号給 (415,600円～475,000円)	1号給～9号給 (458,300円～488,500円)

① 行政職給料表(2)

給料表の級	現 行	令和7年度以降
1級	1号給～121号給 (166,500円～250,900円)	1号給～105号給 (185,700円～250,900円)
2級	1号給～137号給 (227,700円～278,100円)	1号給～137号給 (227,700円～278,100円)
3級	1号給～133号給 (244,600円～312,300円)	1号給～129号給 (247,600円～312,300円)
4級	1号給～101号給 (276,800円～325,100円)	1号給～97号給 (280,400円～325,100円)
5級	1号給～69号給 (298,300円～363,400円)	1号給～61号給 (308,100円～363,400円)

※2級は改正なし

② 昇給制度の見直し

①「給料月額最低水準の引上げ」により昇格時の給料月額上昇幅が拡大されることから、**行政職給料表(1)8級の職員については、人事評価の結果が特に良好の場合に限り昇給することとする。**

給料表の級	現 行		令和7年度以降	
	良 好	特に良好	良 好	特に良好
6級以下	4号給昇給	6号給昇給	4号給昇給	6号給昇給
7 級	3号給昇給	6号給昇給	4号給昇給	6号給昇給
8 級	3号給昇給	6号給昇給	昇給なし	1号給昇給

※55歳超の職員は、給料表の級に関わらず、従前から人事評価の結果が特に良好の場合に限り昇給する。

- ③ 扶養手当の段階的な見直し  
令和8年度までに配偶者に係る手当を廃止するとともに子に係る手当を月額13,000円に引き上げる。

扶養親族		現 行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行政職給料表(1)7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行政職給料表(1)8級	3,500円	廃止	
子(1人あたり)		10,000円	11,500円	13,000円

- ④ 地域手当支給割合の段階的な引上げ  
地域手当の支給地域の単位が広域化されることに伴い、現行の3%から8%に段階的に引き上げる。

年 度	現行	令和7年度	令和8年度以降
支給割合	3%	6%	8%

- ⑤ 通勤手当の引上げ  
国において、支給限度額が現行の月55,000円から月150,000円に引き上げられることから、本市においても同様に改正する。

- ⑥ 寒冷地手当の廃止  
国が定める寒冷地手当支給対象地域である宮城県柴田郡川崎町のボートピア川崎に職員を派遣し、寒冷地手当を支給していたが、平成17年度で派遣を終了したこと及び給与法の改正により令和7年4月から川崎町が支給対象地域から除外されることから手当を廃止する。

- ⑦ 再任用職員への手当支給の拡大  
国において、再任用職員への住居手当支給が開始されることから、本市においても同様に改正する。なお、手当支給額は60歳前の職員と同基準とする。

⑧ 管理職員特別勤務手当の導入（令和7年1月1日適用）

管理職である職員が、正規の勤務時間以外の時間で平日夜間帯（午後10時から午前5時まで）又は週休日等に、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当を新たに規定する。

項目		内容
支給対象者		管理職手当の支給を受けている職員
支給対象となる勤務の時間帯		以下の㊦又は㊧に該当する正規の勤務時間以外の時間 ㊦平日の午後10時から午前5時までの間 ㊧週休日、祝日、年末年始の休日
支給対象となる主な業務		臨時又は緊急の必要により市長が定める業務に従事した場合 ・災害対応 ・選挙事務（投票管理者等として報酬が支払われる場合を除く。） ・鳥インフルエンザウイルスに係る防疫作業→令和7年1月1日適用
支給額	上記㊦の時間帯	勤務1回につき、5,000円を超えない範囲で規則に定める額
	上記㊧の時間帯	勤務1回につき、10,000円を超えない範囲で規則に定める額
支給額の割増		規則で定める勤務（6時間を超える勤務）をした場合は、上記支給額に50/100を加算

(2) 常滑市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について（第2条関係）

2（1）の⑧「管理職員特別勤務手当の導入」に伴い、特定任期付職員に対する手当の支給を可能とするよう改正する。（令和7年1月1日適用）

(3) 常滑市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について（第3条関係）

2（1）の⑥「寒冷地手当の廃止」に伴い、任期付短時間勤務職員を支給対象外としている手当から削除する。

### 3 改正による影響額（一般会計分）

#### (1) 令和7年度影響額（令和6年度との比較）

区 分	会計年度任用職員以外	会計年度任用職員
給料月額最低水準の引上げ	1,005千円	—
扶養手当の見直し	1,815千円	—
地域手当支給割合の改定	74,394千円	23,420千円
計	77,214千円	23,420千円

#### (2) 令和8年度影響額（令和6年度との比較）

区 分	会計年度任用職員以外	会計年度任用職員
給料月額最低水準の引上げ	1,005千円	—
扶養手当の見直し	4,525千円	—
地域手当支給割合の改定	124,121千円	39,146千円
計	129,651千円	39,146千円

### 4 改正の実施時期

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、「2（1）の⑧管理職員特別勤務手当の導入」及び「2（2）常滑市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について（第2条関係）」については令和7年1月1日から適用する。

議案第37号

常滑市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

常滑市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

常滑市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年常滑市条例第4号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で</p>

改正後	改正前
<p>他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 略  (2) 略  (3) 略  (4) <u>重度心身障害者</u></p> <p><u>(管理職員特別勤務手当)</u></p> <p><u>第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要により常滑市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年常滑市条例第1号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p>	<p>他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2) 略  (3) 略  (4) 略  (5) <u>身体又は心身に著しい障害がある者</u></p>

改正後	改正前
<p>(給料の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第19条 第6条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員採用条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給料の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第19条 第6条、<u>第6条の3</u>及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員採用条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定及び第12条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の常滑市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第3項及び第12条の2の規定は、令和7年1月1日から適用する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の条例第6条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第5号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、常滑市職員の給与に関する条例(昭和36年常滑市条例第2条)別表第1に規定する行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは

「(4) 重度心身障害者

(5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(常滑市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 常滑市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和4年常滑市条例第31号)のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第6条及び第15条の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第6条、<u>第6条の3</u>及び第15条の規定は、適用しない。</p>

提案理由

一般職の国家公務員の給与改定及び管理職員特別勤務手当の導入に伴い、所要の改正をするため。

# 常滑市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

## 1 趣旨

国において、令和6年8月8日の人事院勧告を受け、一般職の国家公務員の給与が改定された。それに準じて、本市においても令和7年度以降の水道事業職員の給与を改定する。また、管理職員特別勤務手当を導入するため、所要の改正をするもの。

## 2 改正内容

### (1) 扶養手当の段階的な見直し

令和8年度までに配偶者に係る手当の廃止

	現 行	令和7年度	令和8年度
行政職給料表(1)7級以下	6,500円	3,000円	廃止
行政職給料表(1)8級	3,500円	廃止	

### (2) 管理職員特別勤務手当の導入 (令和7年1月1日適用)

管理職である職員が、正規の勤務時間以外の時間で平日夜間帯(午後10時から午前5時まで)又は週休日等に、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当を新たに規定する。

項 目	内 容
支給対象者	管理職手当の支給を受けている職員
支給対象となる勤務の時間帯	以下の㊲又は㊳に該当する正規の勤務時間以外の時間 ㊲平日の午後10時から午前5時までの間 ㊳週休日、祝日、年末年始の休日
支給対象となる主な業務	臨時又は緊急の必要により市長が定める業務に従事した場合 ・災害対応 ・選挙事務 (投票管理者等として報酬が支払われる場合を除く。) ・鳥インフルエンザウイルスに係る防疫作業→令和7年1月1日適用



(3) 再任用職員への手当支給の拡大

国において、再任用職員への住居手当支給が開始されることから、水道事業職員においても同様に改正する。なお、手当支給額は60歳前の職員と同基準とする。

### 3 改正の実施時期

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、「2（2）管理職員特別勤務手当の導入」については、令和7年1月1日から適用する。

議案第38号

常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年常滑市条例第5号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で</p>

改正後	改正前
<p>他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略</p> <p><u>(管理職員特別勤務手当)</u></p> <p><u>第14条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要により常滑市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年常滑市条例第1号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p>	<p>他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）</u></p> <p>(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略</p>

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業の対象となる子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業の対象となる子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条、<u>第7条</u>及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定及び第14条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3項及び第14条の2の規定は、令和7年1月1日から適用する。  
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第5号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、常滑市職員の給与に関する条例（昭和36年常滑市条例第2条）別表第1に規定する行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは「(4) 重度心身障害者  
(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。  
(常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年常滑市条例第32号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 略 (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第5条及び第17条の規定は、適用しない。	附 則 1 略 (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第5条、 <u>第7条</u> 及び第17条の規定は、適用しない。

提案理由

一般職の国家公務員の給与改定及び管理職員特別勤務手当の導入に伴い、所要の改正をするため。

# 常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

## 1 趣旨

国において、令和6年8月8日の人事院勧告を受け、一般職の国家公務員の給与が改定された。それに準じて、本市においても令和7年度以降のモーターボート競走事業職員の給与を改定する。また、管理職員特別勤務手当を導入するため、所要の改正をするもの。

## 2 改正内容（制定内容）

### (1) 扶養手当の段階的な見直し

令和8年度までに配偶者に係る手当の廃止

	現 行	令和7年度	令和8年度
行政職給料表(1)7級以下	6,500円	3,000円	廃止
行政職給料表(1)8級	3,500円	廃止	

### (2) 管理職員特別勤務手当の導入（令和7年1月1日適用）

管理職である職員が、正規の勤務時間以外の時間で勤務日夜間帯(午後10時から午前5時まで)又は週休日等に、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当を新たに規定する。

項 目	内 容
支給対象者	管理職手当の支給を受けている職員
支給対象となる勤務の時間帯	以下の㊶又は㊷に該当する正規の勤務時間以外の時間 ㊶勤務日の午後10時から午前5時までの間 ㊷週休日、休日
支給対象となる主な業務	臨時又は緊急の必要により市長が定める業務に従事した場合 ・災害対応 ・選挙事務（投票管理者等として報酬が支払われる場合を除く。） ・鳥インフルエンザウイルスに係る防疫作業→令和7年1月1日適用

(3) 再任用職員への手当支給の拡大

国において、再任用職員への住居手当支給が開始されることから、モーターボート競走事業職員においても同様に改正する。なお、手当支給額は60歳前の職員と同基準とする。

### 3 改正の実施時期

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、「2（2）管理職員特別勤務手当の導入」については、令和7年1月1日から適用する。

議案第39号

常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成28年常滑市条例第39号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手当の種類	勤務の内容	手当の額	手当の種類	勤務の内容	手当の額
略			略		
消防手当	略		消防手当	略	
<u>災害応急作業派遣手当</u>	<u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1</u>	<u>1日</u> <u>1,080円</u>	備考	1・2	略

改正後		改正前
<p><u>項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域（常滑市の区域を除く。）に派遣されて行う災害応急対策に係る作業であって市長の定める業務（当該業務に従事した職員が災害対策基本法第32条第1項で定める災害派遣手当の支給を受ける場合を除く。）</u></p>		
<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 災害応急作業派遣手当の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、災害応急作業派遣手当の額に、当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げるいずれの場合にも該当する場合は、当該各号に定める額のうち最も高い額）を加算して得た額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>作業が日没時から日出時までの間において行わ</u></p>		

改正後	改正前
<p>れた場合 <u>100分の50に相当する額</u>  (2) <u>作業が著しく危険であると市長が認める区域で</u>  行われた場合 <u>100分の100に相当する額</u></p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

国における特殊勤務手当に準じて、災害応急作業派遣手当を支給するため。

# 常滑市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

## 1 趣旨

異常な自然現象により重大な災害が発生又は発生するおそれがある現場において行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査等に従事した職員に対して、国における特殊勤務手当に準じて災害応急作業派遣手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

次のとおり、災害応急作業派遣手当を規定する。

支給要件	支給額
災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策に係る作業であって市長の定める業務に従事した場合	1日につき1,080円 ※日没時から日出時までの間に行われた場合は、50/100を加算 ※作業が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合は、100/100を加算

## 3 改正の実施時期

この条例は、令和7年4月1日から適用する。

議案第40号

常滑市使用料及び手数料条例の一部改正について

常滑市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例  
常滑市使用料及び手数料条例（昭和39年常滑市条例第22号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。</u> <u>（多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料の特例）</u></p> <p><u>2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、昭和39年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p><u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を利用して、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者が利用者証明用電子証明書を使用して暗証番号の入力その他必要な操作をすることにより、自動的に証明書等の交付申請の受付及びその交付をする機能を有するものをいう。)により書類を交付する場合の手数料は、別表第2住民票又は戸籍附票の写し手数料の項及び印鑑登録証明手数料の項中「200円」とあり、及び同表戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料の項中「450円」とあるのは「10円」とする。</u></p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

令和7年5月から実施される市役所本庁舎の開庁(来庁受付)時間の変更と併せて証明書のコンビニ交付を推進するため、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、交付手数料を減額するもの。

# 常滑市使用料及び手数料条例の一部改正について

## 1 趣旨

令和7年5月から実施される市役所本庁舎の開庁（来庁受付）時間の変更と併せて証明書のコンビニ交付（注）を推進するため、証明書の交付手数料を減額するよう改正を行うもの。

（注）コンビニ交付とは、個人番号カード等を利用しコンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末を介して住民票の写しや印鑑登録証明書等を交付すること。

## 2 改正内容

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、コンビニ交付による証明書の交付手数料を下表のとおり改正するもの。

種 類	改正後	改正前
住民票又は戸籍附票の写し手数料	10円	200円
印鑑登録証明手数料	10円	200円
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	10円	450円

## 3 影響額

	窓口交付	コンビニ交付	合 計
手数料（10円）①	5,830千円	308千円	6,138千円
手数料（現行通り）②	9,659千円	3,980千円	13,639千円
差 額 ①-②	△3,829千円	△3,672千円	△7,501千円

## 4 施行期日

令和7年4月1日

議案第41号

常滑市心身障害者手当支給条例の一部改正について

常滑市心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例  
常滑市心身障害者手当支給条例（昭和47年常滑市条例第2号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 1人当たりの手当は、月を単位として障害の程度に応じて支給するものとし、その額は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 1級及び2級の身体障害者、知能指数が35以下の知的障害者、3級の身体障害者のうち知能指数が36から50までのもの並びに1級の精神障害者 <u>4,600円</u></p> <p>(2) 3級の身体障害者、知能指数が36から50までの18歳未満の知的障害者及び2級の18歳未満の精神障害者 <u>3,500円</u></p> <p>(3) 4級の身体障害者、知能指数が36から50までの</p>	<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 1人当たりの手当は、月を単位として障害の程度に応じて支給するものとし、その額は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 1級及び2級の身体障害者、知能指数が35以下の知的障害者、3級の身体障害者のうち知能指数が36から50までのもの並びに1級の精神障害者 <u>3,600円</u></p> <p>(2) 3級の身体障害者、知能指数が36から50までの18歳未満の知的障害者及び2級の18歳未満の精神障害者 <u>2,700円</u></p> <p>(3) 4級の身体障害者、知能指数が36から50までの</p>

改正後	改正前
<p>18歳以上の知的障害者及び2級の18歳以上の精神障害者 <u>1,700円</u></p> <p>(4) 5級及び6級の身体障害者、知能指数が51から75までの知的障害者並びに3級の精神障害者 <u>1,200円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(支給の停止)</p> <p>第8条 受給者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの期間は、手当の支給を停止する。</p>	<p>18歳以上の知的障害者及び2級の18歳以上の精神障害者 <u>1,350円</u></p> <p>(4) 5級及び6級の身体障害者、知能指数が51から75までの知的障害者並びに3級の精神障害者 <u>900円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(支給の停止)</p> <p>第8条 受給者が<u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの期間は、手当の支給を停止する。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

提案理由

刑法の改正に伴う所要の改正及び心身障害者の生活安定を図り福祉の更なる増進を図るため心身障害者手当を拡充するもの。

# 常滑市心身障害者手当支給条例の一部改正について

## 1 趣旨

常滑市心身障害者手当支給条例に基づいて身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象に月単位で支給している心身障害者手当について、近年の**物価上昇及び消費支出の増加**などを鑑み、令和7年度から手当額を見直すもの。

## 2 改正内容

### (1) 手当額の改正（第4条）

条例に規定される手当額を**消費者物価指数の変動**に合わせ引き上げる。

	身体障害者手帳	改正後（月額）	改正前（月額）
1号	1、2級 3級かつ療育手帳B判定	4,600円	3,600円
2号	3級	3,500円	2,700円
3号	4級	1,700円	1,350円
4号	5、6級	1,200円	900円

	療育手帳	改正後（月額）	改正前（月額）
1号	A判定	4,600円	3,600円
2号	B判定 18歳未満	3,500円	2,700円
3号	B判定 18歳以上	1,700円	1,350円
4号	C判定	1,200円	900円

	精神障害者保健福祉手帳	改正後（月額）	改正前（月額）
1号	1級	4,600円	3,600円
2号	2級 18歳未満	3,500円	2,700円
3号	2級 18歳以上	1,700円	1,350円
4号	3級	1,200円	900円

(2) 刑法の一部改正に伴う改正（第8条）

懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、「禁固」を「拘禁刑」に改める。

### 3 施行期日

この条例の施行期日は以下のとおりとする。

- (1) 「2（1）手当額の改正」については、令和7年4月1日から施行する。
- (2) 「2（2）刑法の一部改正に伴う改正」については、令和7年6月1日から施行する。



議案第42号

常滑市営火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

常滑市営火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市営火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常滑市営火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和39年常滑市条例第12号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、<u>別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている者その他特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、<u>常滑市使用料及び手数料条例（昭和39年常滑市条例第22号）の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</u></p>

改正後		改正前	
<p>(使用料の還付)</p> <p><u>第10条</u> 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
<p>(過料)</p> <p><u>第11条</u> 略</p>		<p>(過料)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>	
<p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>		<p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	
<p><u>別表（第8条関係）</u></p>			
区分	単位	金額	備考
12才以上の者	1体	3,000円	市内在住者以外の者が使用する場合は左記の区分に対して右に掲げる金額とする。
12才未満の者	1体	2,000円	
死産児	1体	1,000円	
人体の一部	1件	1,000円	
犬、猫等	1頭	2,000円	

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(常滑市使用料及び手数料条例の一部改正)

3 常滑市使用料及び手数料条例(昭和39年常滑市条例第22号)のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後							改正前							
別表第1 (第3条関係)							別表第1 (第3条関係)							
様態	種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考	様態	種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考	
行政財産の目的外使用	略						<u>公の施設の利用</u>	常滑市営火葬場	<u>12才以上の者</u>	<u>1体</u>	<u>3,000円</u>	<u>使用の承認を受けたとき</u>	<u>市内在住者以外者が使用する場合は左記の区分に対して</u>	<u>45,000円</u>
							<u>12才未満の者</u>		<u>1体</u>	<u>2,000円</u>	<u>30,000円</u>			
							<u>死産児</u>		<u>1体</u>	<u>1,000円</u>	<u>15,000円</u>			
備考 1～4 略														

改正後	改正前							
							右に 掲げ る金 額と す る。	
			犬猫	1頭	2,000 円	使用 の承 認を 受け たと き		
	行政 財産 の目 的外 使用	略						
備考 1～4 略								

提案理由

人体の一部の火葬に関する使用料を新設することに伴い、所要の改正を行うもの。

# 常滑市営火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 趣旨

「人体の一部の火葬」に関する火葬場使用料については、県内の大多数の火葬場で設定されている状況を鑑み、本市においても火葬場使用料に新たに「人体の一部」についての項目を設けるもの。

## 2 改正内容

これまで**無料**であった「人体の一部の火葬」について、**市内：1,000円、市外：15,000円**の使用料を設定する。

なお、これまで「常滑市使用料及び手数料条例」にて火葬場の使用料を規定していたが、この修正に伴い、「常滑市営火葬場の設置及び管理に関する条例」に使用料に関する項目を追加し、「常滑市使用料及び手数料条例」の当該規定は削除するものとする。

	12才以上の者 (1体)	12才未満の者 (1体)	死産児 (1体)	犬猫等 (1頭)		12才以上の者 (1体)	12才未満の者 (1体)	死産児 (1体)	人体の一部 (1件)	犬猫等 (1頭)
市内	3,000円	2,000円	1,000円	2,000円	➔	市内	3,000円	2,000円	1,000円	2,000円
市外	45,000円	30,000円	15,000円	—		市外	45,000円	30,000円	15,000円	—

## 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第43号

常滑市道路占用料条例の一部改正について

常滑市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市道路占用料条例の一部を改正する条例

常滑市道路占用料条例（昭和49年常滑市条例第29号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料（円）	占用物件の種類	区分	単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲	第1種電柱	1本1年につき	<u>990</u>	法第32条第1項第1号に掲	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>
	第2種電柱	1本1年につき	1,500		第2種電柱	1本1年につき	1,500

改正後				改正前			
げる工 作物	第3種電柱	1本1年につ き	2,000	げる工 作物	第3種電柱	1本1年につ き	2,000
	第1種電話柱	1本1年につ き	<u>880</u>		第1種電話柱	1本1年につ き	<u>850</u>
	第2種電話柱	1本1年につ き	1,400		第2種電話柱	1本1年につ き	1,400
	第3種電話柱	1本1年につ き	1,900		第3種電話柱	1本1年につ き	1,900
	その他の柱類	1本1年につ き	<u>88</u>		その他の柱類	1本1年につ き	<u>85</u>
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メート ル1年につき	9		共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メート ル1年につき	9
	地下に設ける電線そ の他の線類	長さ1メート ル1年につき	5		地下に設ける電線そ の他の線類	長さ1メート ル1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につ き	<u>860</u>		路上に設ける変圧器	1個1年につ き	<u>830</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートル1	<u>530</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートル1	<u>510</u>		

改正後				改正前			
		年につき				年につき	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>
	郵便差出箱	1個1年につき	<u>740</u>		郵便差出箱	1個1年につき	<u>720</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>		広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>53</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>79</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>

改正後					改正前						
		のもの					のもの				
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u>			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>		
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160</u>			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>150</u>		
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210</u>			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>		
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>370</u>			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>360</u>		
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510</u>		
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>			外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>		
法第32	自	法第2条	地下	長さ1メートル	5	法第32	自	法第2条	地下	長さ1メートル	5

改正後					改正前						
条第1項第3号に掲げる施設	動運行補助施設	第2項第5号に規定する動運行装置検象設置導線その他の線類	に設けるもの	ル1年につき		条第1項第3号に掲げる施設	動運行補助施設	第2項第5号に規定する動運行装置検象設置導線その他の線類	に設けるもの	ル1年につき	
			その他のもの	長さ1メートル1年につき	<u>18</u>				その他のもの	長さ1メートル1年につき	<u>17</u>
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400		
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>880</u>	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>850</u>			
		地下	占用面積1平	<u>530</u>		地下	占用面積1平	<u>510</u>			

改正後					改正前					
			に設けるもの	方メートル1年につき				に設けるもの	方メートル1年につき	
	その他のもの			占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,100</u>	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,200</u>
	地下に設ける通路			占用面積1平方メートル1年につき	<u>660</u>		地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	<u>710</u>

改正後				改正前					
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,800</u>		その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>22</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>24</u>
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>220</u>		その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>220</u>	令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,200</u>			その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,400</u>
	標識		1 本 1 年につき	1,400	標識		1 本 1 年につき	1,400	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時	1 本 1 日につき	<u>22</u>	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時	1 本 1 日につき	<u>24</u>	

改正後				改正前			
		的に設けるもの			的に設けるもの		
		その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>	その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>	その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>
令第7条第4号に掲		占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	令第7条第4号に掲		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>

改正後				改正前			
げる工 事用施 設及び 同条第 5号に 掲げる 工事用 材料				げる工 事用施 設及び 同条第 5号に 掲げる 工事用 材料			
備考 1～5 略				備考 1～5 略			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、所要の改正をするため。

# 常滑市道路占用料条例の一部改正について

(資料)

## 1 趣旨

「愛知県道路占用料条例」(令和7年4月1日施行)が改正されたことに伴い、県条例に準じて規定している「常滑市道路占用料条例」について、所要の改正をするもの。

## 2 改正内容

道路占用料単価は、令和6年の固定資産税評価額の見直しを反映して算定されており、電柱のように宅地や畑、山林の地価を使用するものが上昇するのに対して、看板等の商業地目の地価を使用するものについては、一部下落している。

## 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第44号

常滑市消防団条例の一部改正について

常滑市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市消防団条例の一部を改正する条例

常滑市消防団条例（昭和56年常滑市条例第3号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u> (2) 第8条の規定により懲戒免職の処分を <u>受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u> (3) 略  (分限) 第7条 略	(欠格条項) 第6条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者</u> (2) 第8条の規定により懲戒免職の処分を <u>受けた者</u> (3) 略  (分限) 第7条 略

改正後			改正前	
2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) 略 (2) <u>第5条第1号の規定に該当しなくなったとき。</u>			2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) 略 (2) <u>当該消防団の区域外に転住したとき。</u>	
別表第2 (第16条関係)			別表第2 (第16条関係)	
区分		費用弁償の額 (1日につき)	区分	費用弁償の額 (1回につき)
災害出動	職務従事時間が2時間未満のとき	2,000円	災害出動、警戒、教養訓練、式典、防火業務及びその他の出動	1,800円
	職務従事時間が2時間以上4時間未満のとき	4,000円		
	職務従事時間が4時間以上のとき	8,000円		
災害出動以外の出動(警戒、教養訓練、式典等)	職務従事時間が4時間未満のとき	2,000円		
	職務従事時間が4時間以上のとき	4,000円		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

提案理由

刑法の改正に伴う所要の改正及び消防団員の処遇の改善を図るため。

# 常滑市消防団条例の一部改正について

---

## 1 趣旨

- (1) 令和4年6月、刑法が改正され、刑事施設における受刑者の処遇の一層の充実を図るため、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わるものとして、拘禁刑が創設され、令和7年6月1日から施行される。それに伴い、所要の改正を行うもの。
- (2) 「消防団員の報酬等の基準」が消防庁から令和3年4月13日付けで発出され、出勤報酬の額を示された標準額と同一とするため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

- (1) 懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、欠格条項について定めた第6条第1号の規定中、  
「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(2) 費用弁償について定めた別表第2（第16条関係）を次のように改める。

区分	費用弁償の額 (1回につき)	区分	費用弁償の額 (1日につき)	
災害出動、警戒、教養訓練、式典、防火業務及びその他の出動	1,800円	災害出動	職務従事時間が2時間未満のとき	2,000円
			職務従事時間が2時間以上4時間未満のとき	4,000円
職務従事時間が4時間以上のとき	8,000円			
災害出動以外 の出動（警戒、 教養訓練、式 典等）		災害出動以外 の出動（警戒、 教養訓練、式 典等）	職務従事時間が4時間未満のとき	2,000円
			職務従事時間が4時間以上のとき	4,000円

### 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

議案第45号

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

常滑市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年常滑市条例第22号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病に</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病に</p>

改正後	改正前
<p>より死亡し、<u>若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。</u>ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</u></p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、<u>167円に当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>より死亡し<u>若しくは</u>障害の状態となった場合には、<u>9,100円とする。</u>ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</u></p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（<u>以下この項において「特定期間」という。</u>）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>

改正後				改正前			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
補償基礎額表				補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	円	円	円		円	円	円
団長及び副団長	<u>12,900</u>	<u>13,700</u>	<u>14,500</u>	団長及び副団長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	<u>14,200</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>	分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>
備考 1・2 略				備考 1・2 略			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の常滑市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた常滑市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律が改定されることに伴い、所要の改正を行うため。

# 常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

## 1 趣旨

一般職の職員の給与に関する法律が改定されることに伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

- (1) 第5条第2項第2号中、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に改める。
- (2) 同条第3項中、扶養に係る補償基礎額の加算額について、第1号に該当する扶養親族については1人につき217円から100円に、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円から383円にそれぞれ改める。
- (3) 同条第4項中、**特定期間**を**当該期間**に改める。
- (4) 別表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900(12,500)	13,700(13,350)	14,500(14,200)
分団長及び副分団長	11,300(10,800)	12,100(11,650)	12,900(12,500)
部長、班長及び団員	9,700(9,100)	10,500(9,950)	11,300(10,800)

備考：( )内書は現行の補償基礎額

## 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第46号

常滑市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

常滑市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

常滑市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年常滑市条例第39号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後								改正前							
（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 （1） <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 （2）～（5） 略								（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 （1） <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 （2）～（5） 略							
別表（第2条関係）								別表（第2条関係）							
退職報償金支給額表								退職報償金支給額表							
勤務年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	<u>35年</u> 以上	勤務年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	30年以上
階級	10年	15年	20年	25年	30年	<u>35年</u>		階級	10年	15年	20年	25年	30年		

改正後							改正前							
	未満	未満	未満	未満	未満	未満		未満	未満	未満	未満	未満		
団長	略					円	円	略					円	
						979,000	1,079,000							979,000
副団長						909,000	1,009,000							909,000
分団長						849,000	949,000							849,000
副分団長						809,000	909,000							809,000
部長及び 班長						734,000	834,000							734,000
団員					689,000	789,000					689,000			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の常滑市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

刑法の改正に伴う所要の改正及びシニア層の活躍を推進する目的で、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するため。

# 常滑市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

## 1 趣旨

- (1) 令和4年6月、刑法が改正され、刑事施設における受刑者の処遇の一層の充実を図るため、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わるものとして、拘禁刑が創設され、令和7年6月1日から施行される。それに伴い、所要の改正を行うもの。
- (2) シニア層の活躍を推進する目的で、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

- (1) 懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、退職報償金支給の制限について定めた第6条第1号の規定中、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(2) 退職報償金について定めた別表（第2条関係）を次のように改める。

階級	勤務年数 5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

### 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

議案第47号

常滑市農業管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

常滑市農業管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市農業管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例  
常滑市農業管理センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年常滑市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

農業管理センターとしての機能を廃止するため。

議案第48号

市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を廃止するため、同条第3項で準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

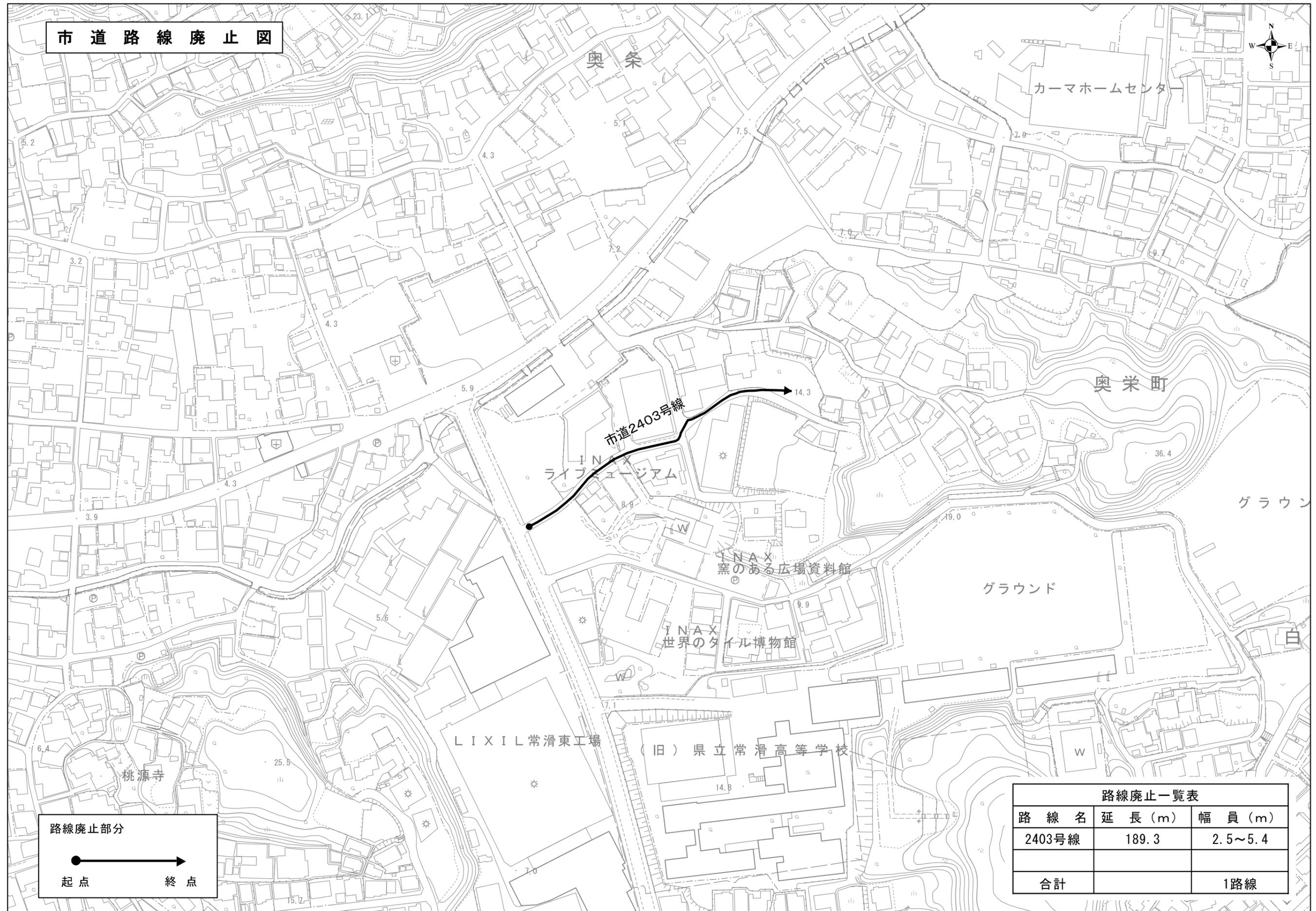
常滑市長 伊藤辰矢

路線名	起 点 終 点	延長(m)
市道2403号線	常滑市奥栄町1丁目48番地先から 常滑市奥栄町1丁目71番5地先まで	189.3
市道3202号線	常滑市熊野町4丁目51番地先から 常滑市熊野町4丁目28番地先まで	118.3

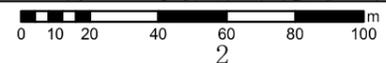
提案理由

経年変化に伴い路線の終点を変更するため。

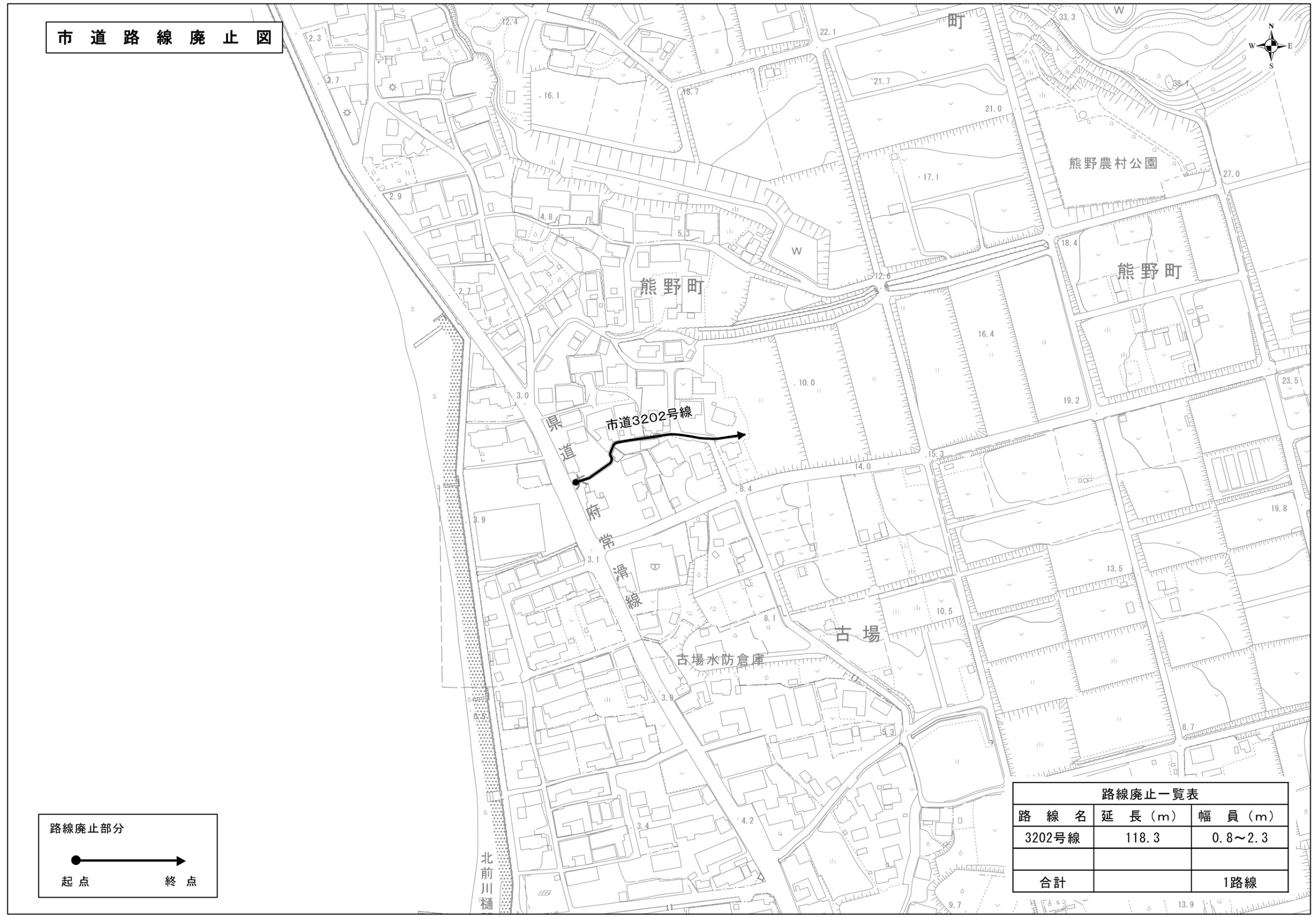
市道路線廃止図



路線名	延長 (m)	幅員 (m)
2403号線	189.3	2.5~5.4
合計		1路線

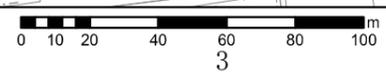


市道路線廃止図



路線廃止一覧表

路線名	延長 (m)	幅員 (m)
3202号線	118.3	0.8~2.3
合計		1路線



議案第49号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

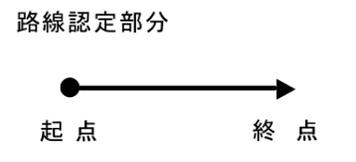
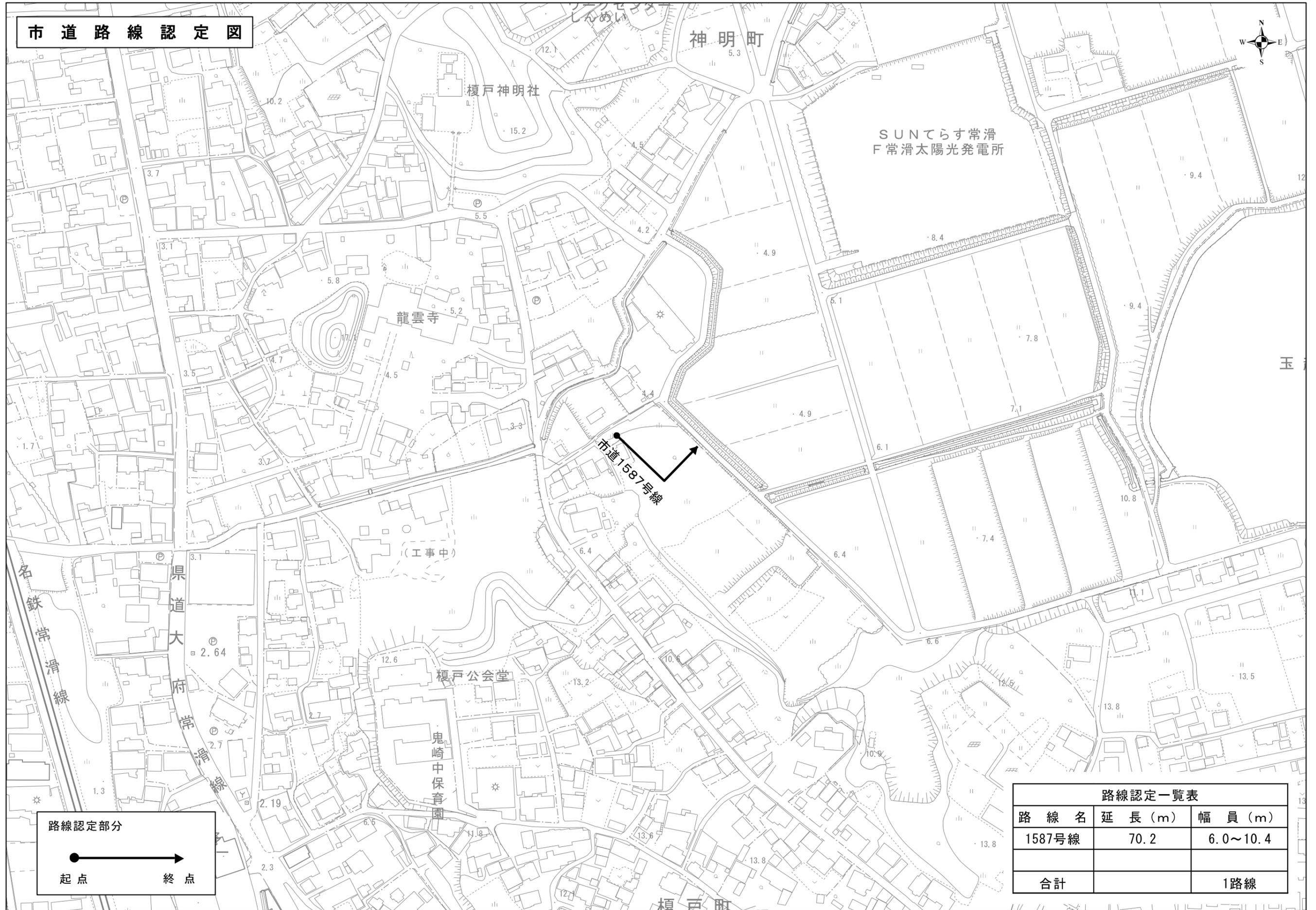
路線名	起 終 点 点	延長(m)
市道1587号線	常滑市榎戸町3丁目8番7地先から 常滑市榎戸町3丁目8番2地先まで	70.2
市道2403号線	常滑市奥栄町1丁目48番1地先から 常滑市奥栄町1丁目71番1地先まで	206.7
市道2979号線	常滑市鯉江本町6丁目56番地先から 常滑市鯉江本町6丁目57番地先まで	122.0

路線名	起 点 終 点	延長(m)
市道3202号線	常滑市熊野町4丁目51番1地先から 常滑市熊野町4丁目30番1地先まで	98.3

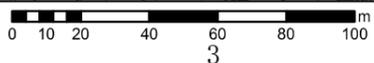
#### 提案理由

宅地開発に伴い道路を帰属した路線、経年変化に伴い終点が変更された路線及び常滑駅周辺土地区画整理事業の進捗に伴う新規路線を認定するため。

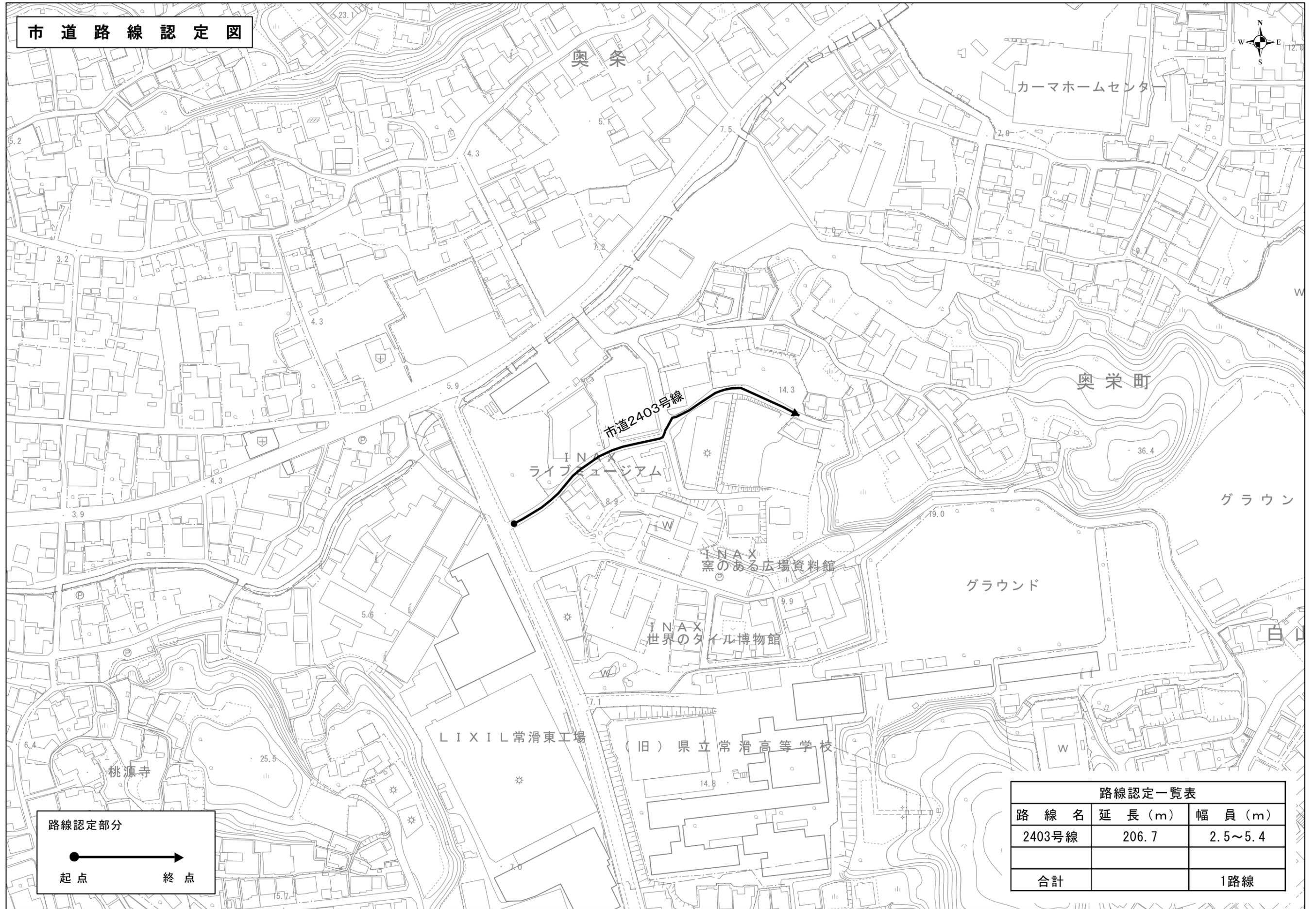
市道路線認定図



路線認定一覧表		
路線名	延長(m)	幅員(m)
1587号線	70.2	6.0~10.4
合計		1路線

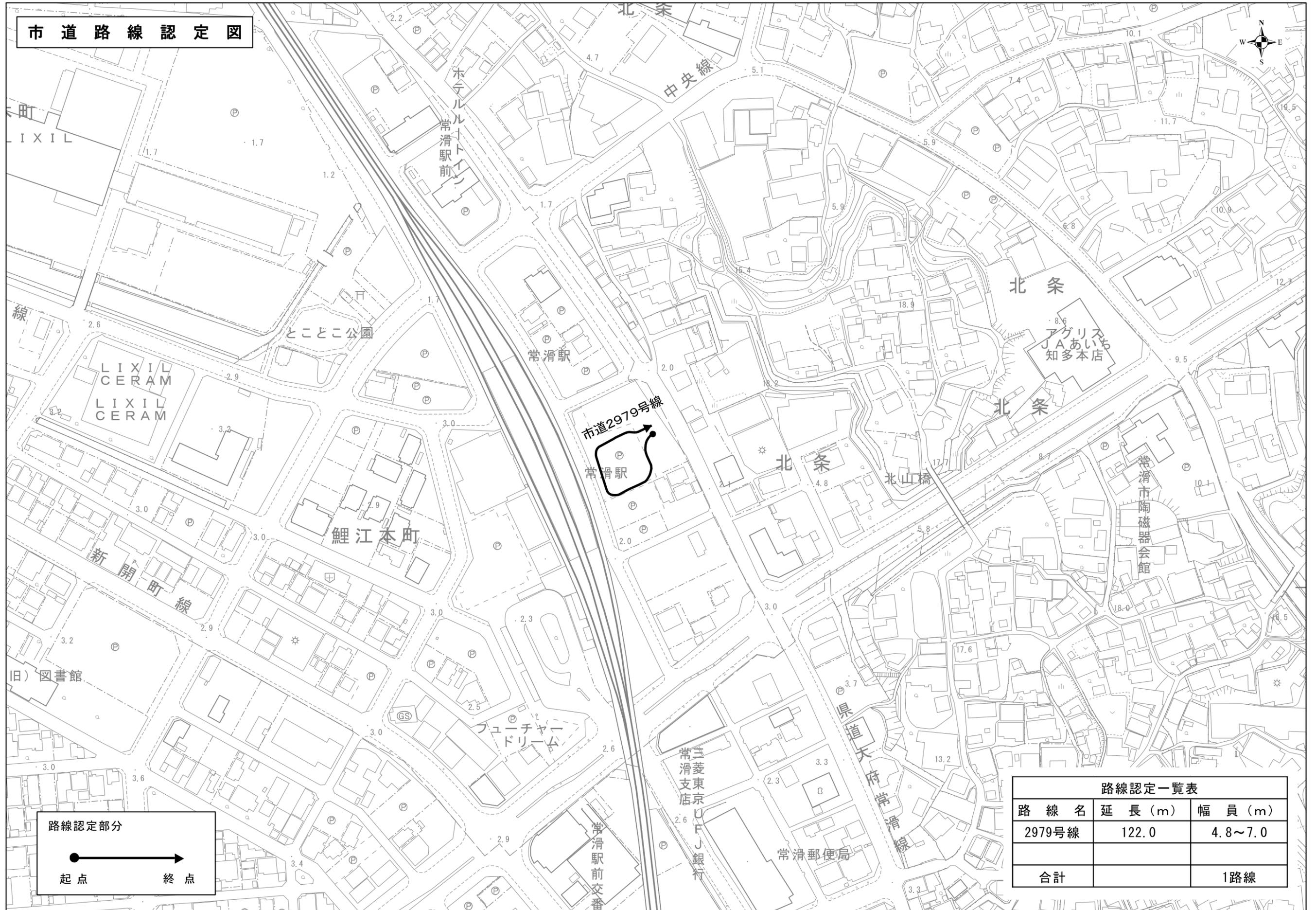


市道路線認定図



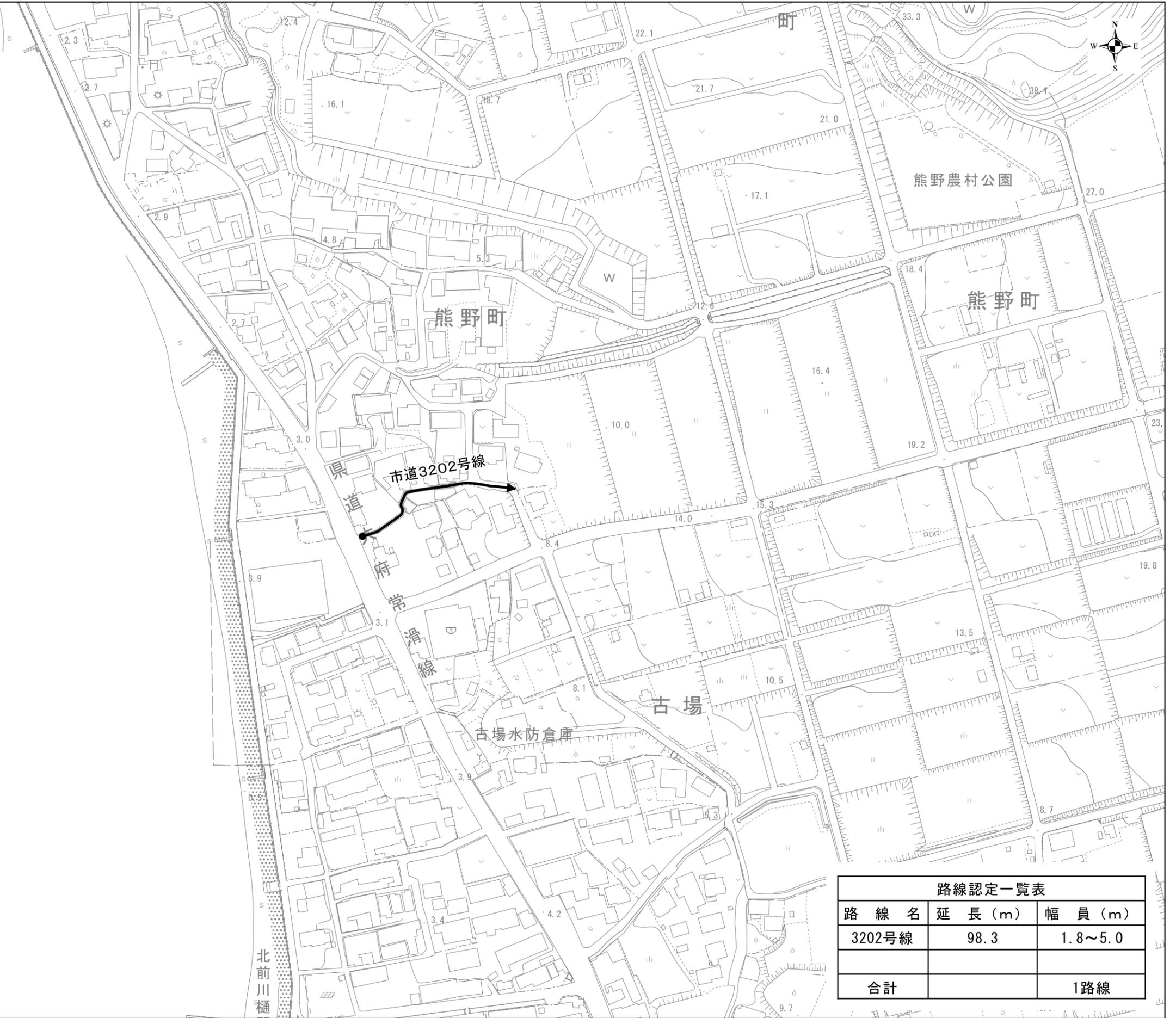
路線認定一覧表		
路線名	延長 (m)	幅員 (m)
2403号線	206.7	2.5~5.4
合計		1路線

市道路線認定図

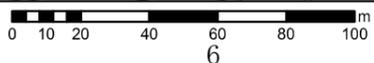


路線名	延長 (m)	幅員 (m)
2979号線	122.0	4.8~7.0
合計		1路線

市道路線認定図



路線認定一覧表		
路線名	延長 (m)	幅員 (m)
3202号線	98.3	1.8~5.0
合計		1路線



同意案第 1 号

常滑市公平委員会委員の選任について

次の者を常滑市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	常滑市在住
氏名（年齢）	市 田 千 文（60歳代）
職 業	会社役員
公 職 歴	自 平成29年4月1日 至 現在 常滑市公平委員会委員

提案理由

市田千文氏が令和7年3月31日で任期満了のため。（再任）  
（任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日まで）

同意案第 2 号

常滑市教育委員会教育長の任命について

次の者を常滑市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

常滑市長 伊 藤 辰 矢

住 所	大府市在住
氏名（年齢）	土 方 宗 広（60歳代）
職 業	公務員
公 職 歴	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月 31日 常滑市立鬼崎中学校校長 自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月 31日 愛知県教育委員会教職員課主査 自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月 31日 愛知県教育委員会教職員課課長補佐 自 平成30年 4 月 1 日

	至 平成31年3月31日	愛知県教育委員会海部教育事務所所長
	自 平成31年4月1日	
	至 令和2年3月31日	愛知県教育委員会教職員課主幹
	自 令和2年4月1日	
	至 現 在	常滑市教育委員会教育長

提案理由

土方宗広氏が令和7年3月31日で任期満了のため。（再任）

（任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）

同意案第3号

常滑市監査委員の選任について

次の者を常滑市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月26日提出

常滑市長 伊藤辰矢

住 所	一宮市在住
氏名（年齢）	永田真一郎（50歳代）
職 業	税理士
公 職 歴	無

提案理由

富田司氏が令和7年5月10日で任期満了のため。

（任期は、令和7年5月11日から令和11年5月10日まで）